

# 有価証券報告書

第 1 0 6 期

〔 自 平成23年 4 月 1 日 〕  
〔 至 平成24年 3 月 31 日 〕

花 王 株 式 会 社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E 0 0 8 8 3)

## 目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 業績等の概要	13
2. 生産、受注及び販売の状況	15
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	19
6. 研究開発活動	19
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
第3 設備の状況	22
1. 設備投資等の概要	22
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	27
1. 株式等の状況	27
2. 自己株式の取得等の状況	75
3. 配当政策	76
4. 株価の推移	76
5. 役員の状況	77
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	80
第5 経理の状況	89
1. 連結財務諸表等	90
(1) 連結財務諸表	90
(2) その他	132
2. 財務諸表等	133
(1) 財務諸表	133
(2) 主な資産及び負債の内容	152
(3) その他	155
第6 提出会社の株式事務の概要	156
第7 提出会社の参考情報	157
1. 提出会社の親会社等の情報	157
2. その他の参考情報	157
第二部 提出会社の保証会社等の情報	159

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月11日
【事業年度】	第106期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月		平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高	百万円	1,318,513	1,276,316	1,184,384	1,186,831	1,216,095
経常利益	〃	114,223	94,609	93,572	103,336	110,026
当期純利益	〃	66,561	64,462	40,506	46,737	52,434
包括利益	〃	—	—	—	25,558	41,395
純資産額	〃	584,709	554,194	575,294	539,564	549,704
総資産額	〃	1,232,601	1,119,676	1,065,751	1,022,799	991,272
1株当たり純資産額	円	1,070.67	1,017.19	1,054.31	1,013.05	1,031.08
1株当たり当期純利益	〃	122.53	120.25	75.57	87.69	100.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	〃	122.41	120.22	75.55	87.67	100.43
自己資本比率	%	46.6	48.7	53.0	51.7	54.3
自己資本利益率	〃	11.7	11.5	7.3	8.5	9.8
株価収益率	倍	23.1	16.0	31.4	23.7	21.6
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	180,322	121,597	172,284	151,298	125,032
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	〃	△52,389	△43,156	△44,220	△31,777	△48,951
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	〃	△101,822	△64,704	△124,566	△87,323	△86,163
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	112,636	110,565	117,180	143,143	129,736
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	32,900 (5,050)	33,745 (4,862)	34,913 (4,124)	34,743 (3,539)	34,069 (3,216)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません (以下も同様であります。)

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月		平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高	百万円	734,307	732,139	714,488	716,313	724,531
経常利益	〃	85,473	78,876	88,157	98,338	93,148
当期純利益	〃	48,877	46,721	51,114	70,442	54,029
資本金	〃	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424
発行済株式総数	千株	549,443	540,143	540,143	540,143	526,212
純資産額	百万円	493,964	510,105	531,468	540,485	564,095
総資産額	〃	994,160	969,061	930,685	932,678	933,596
1株当たり純資産額	円	919.25	949.11	988.57	1,031.96	1,077.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	〃 (〃)	54.00 (27.00)	56.00 (28.00)	57.00 (28.00)	58.00 (29.00)	60.00 (29.00)
1株当たり当期純利益	〃	89.88	87.06	95.26	132.03	103.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	〃	89.79	87.04	95.24	131.99	103.37
自己資本比率	%	49.6	52.6	57.0	57.8	60.3
自己資本利益率	〃	9.8	9.3	9.8	13.2	9.8
株価収益率	倍	31.4	22.0	24.9	15.7	21.0
配当性向	%	60.1	64.3	59.8	43.9	58.0
従業員数	人	5,742	5,854	5,908	5,924	5,933

## 2 【沿革】

明治20年6月	洋小間物商長瀬富郎商店として発足。 ——（創業）
明治23年10月	「花王石鹼」を発売。
大正11年11月	吾嬬町工場（現東京工場）完成。
大正14年5月	花王石鹼株式会社長瀬商会設立。
昭和10年3月	大日本油脂株式会社を分離独立。
昭和15年5月	日本有機株式会社を日本橋馬喰町で設立。 ——（会社設立年月）
昭和15年9月	日本有機株式会社酒田工場（現酒田工場）完成。
昭和19年12月	大日本油脂株式会社和歌山工場（現和歌山工場）完成。
昭和21年10月	花王石鹼株式会社長瀬商会を株式会社花王と改称。
昭和24年5月	日本有機株式会社を花王石鹼株式会社と改称。東京証券取引所の市場第一部に上場。
12月	大日本油脂株式会社と株式会社花王が合併し花王油脂株式会社と改称。
昭和29年8月	花王石鹼株式会社が花王油脂株式会社を吸収合併。
昭和32年12月	和歌山工場に合成洗剤工場完成。
昭和35年3月	大阪証券取引所の市場第一部に上場（平成15年3月上場廃止）。
昭和38年3月	川崎工場完成。
昭和39年9月	タイに Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. を設立。
12月	台湾に Kao (Taiwan) Corporation を設立。
昭和40年4月	和歌山工場内に産業科学研究所（和歌山研究所）完成。
7月	シンガポールに Kao (Singapore) Private Limited（現 Kao Singapore Private Limited）を設立。
昭和42年8月	東京工場内に東京地区研究所（東京研究所）完成。
昭和45年3月	香港に 花王（香港）有限公司を設立。
11月	スペインに Sinor-Kao S.A. を設立。
昭和49年11月	花王クエーカー(株)を設立。
昭和50年3月	メキシコに Quimi-Kao S.A. de C.V. を設立。
12月	栃木工場完成。
昭和52年1月	フィリピンに Pilipinas Kao, Incorporated を設立。
昭和53年2月	愛媛サニタリープロダクツ(株)を設立。
3月	栃木工場内に栃木研究所完成。
昭和54年5月	スペインに Molins-Kao S.A. を設立。
昭和55年4月	鹿島工場完成。
昭和59年4月	豊橋工場完成。
昭和60年2月	インドネシアの P.T. Dino Indonesia Industrial, Ltd.（現 P.T. Kao Indonesia）に資本参加。
9月	花王化粧品販売会社を全国9ヶ所に設立し、化粧品（ソフィーナ）事業を日本全国に展開。
10月	「花王石鹼株式会社」から「花王株式会社」へ商号変更。
昭和61年5月	カナダの Didak Manufacturing Limitedを買収し、情報関連事業に本格的に進出。
10月	ドイツに Guhl Ikebana GmbH を設立。
昭和62年7月	アメリカの High Point Chemical Corporationを買収。
8月	Sinor-Kao S.A. と Molins-Kao S.A. を合併し、スペインに Kao Corporation S.A. を設立。
昭和63年4月	シンガポールに KAO (Southeast Asia) Pte.Ltd.（現 Kao Singapore Private Limited）を設立。
5月	アメリカの The Andrew Jergens Company（現 Kao USA Inc.）を買収。
7月	マレーシアに Fatty Chemical (Malaysia) Sdn.Bhd. を設立。
平成元年5月	ドイツの Goldwell AG（現 Kao Germany GmbH）を買収。
10月	全国9ヶ所の化粧品販売会社を統合し、花王化粧品販売(株)を設立。
平成4年10月	ドイツの Chemische Fabrik Chem-Y GmbH（現 Kao Chemicals GmbH）を買収。
平成5年8月	中国に 上海花王有限公司を設立。

平成11年3月	情報関連事業から撤退。
4月	全国各地の家庭用製品の販売会社8社が合併（花王販売㈱）。
8月	スペインに 欧州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Europe, S.L. を設立。
12月	アメリカに 米州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Americas Corporationを設立し、それに伴い High Point Chemical Corporationを清算。
平成14年3月	ドイツの Goldwell GmbH（現 Kao Germany GmbH）を通じて、KMSリサーチ社（KMS Research, Inc. 他）を買収。
6月	中国事業の持株会社として 花王（中国）投資有限公司を設立。
9月	アメリカの The Andrew Jergens Company（現 Kao USA Inc.）を通じて、ジョン・フリーダ社（John Frieda Professional Hair Care, Inc. 他）を買収。
平成15年3月	中国に 花王（上海）産品服務有限公司を設立（上海花王有限公司から販売機能を分離）。
平成16年7月	株式交換により花王販売㈱を完全子会社化。
10月	当社と花王販売㈱の業務品事業をそれぞれ会社分割し、既存の花王クリーン アンド ビューティ㈱に承継させ、同社を「花王プロフェッショナル・サービス株式会社」に商号変更。
平成17年7月	英国の Kao Prestige Limitedを通じて、モルトン・ブラウン社（Molton Brown Limited他）を買収。
平成18年1月	㈱カネボウ化粧品株式を取得し、同社及びそのグループ会社を子会社化。
平成19年4月	花王販売㈱と花王化粧品販売㈱が合併し、「花王カスタマーマーケティング株式会社」に商号変更。
平成21年7月	ドイツの Kao Corporation GmbHを通じて、ライカルト社（Reichardt International AG）の工場（生産設備等）を取得。
平成23年4月	中国に 花王（合肥）有限公司を設立。
平成23年6月	和歌山工場内に「エコテクノロジーリサーチセンター」（ETRC）完成。

### 3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社108社、関連会社9社により構成（平成24年3月31日現在））は、コンシューマープロダクツ事業製品、ケミカル事業製品の製造、販売を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務等を営んでおります。

なお、当社は平成24年1月以降、グループ内の組織再編を実施しております。組織再編につきましては、100ページ「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 追加情報」に記載しております。

事業の内容と当社及び関係会社の当該事業における位置付けは、組織再編後の状況に基づいて記載しております。

下記の事業は「その他」を除き、124ページ「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業区分		主要な会社	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア 事業	国内	当社、花王カスタマーマーケティング㈱、 花王プロフェッショナル・サービス㈱、 愛媛サニタリープロダクツ㈱、ニベア花王㈱、 ㈱カネボウ化粧品、カネボウ化粧品販売㈱、 ㈱エキップ、㈱リサーチ、 その他 6社 (計15社)
	ヒューマン ヘルスケア事業  ファブリック& ホームケア事業	海外	上海花王有限公司、花王（上海）製品服務有限公司、 上海佳麗宝化粧品有限公司、花王（香港）有限公司、 Kao (Taiwan) Corporation、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia、 Kao USA Inc.、Guhl Ikebana GmbH、 Kao (UK) Limited、Kao Corporation GmbH、 Kao Germany GmbH、Molton Brown Limited、 Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.、 その他 49社 (計65社)
ケミカル事業		国内	当社、花王クエーカー㈱、昭和興産㈱、 その他 1社 (計4社)
		海外	上海花王化学有限公司、Kao (Taiwan) Corporation、 Pilipinas Kao, Incorporated、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn.Bhd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia Chemicals、 Kao Specialties Americas LLC、Quimi-Kao,S.A.de C.V.、 Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.、 その他 8社 (計19社)
そ の 他		国内	花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、 ㈱KCロジスティクス、花王フィールドマーケティング㈱、 その他 6社 (計10社)
		海外	Misamis Oriental Land Development Corporation、 その他 8社 (計9社)

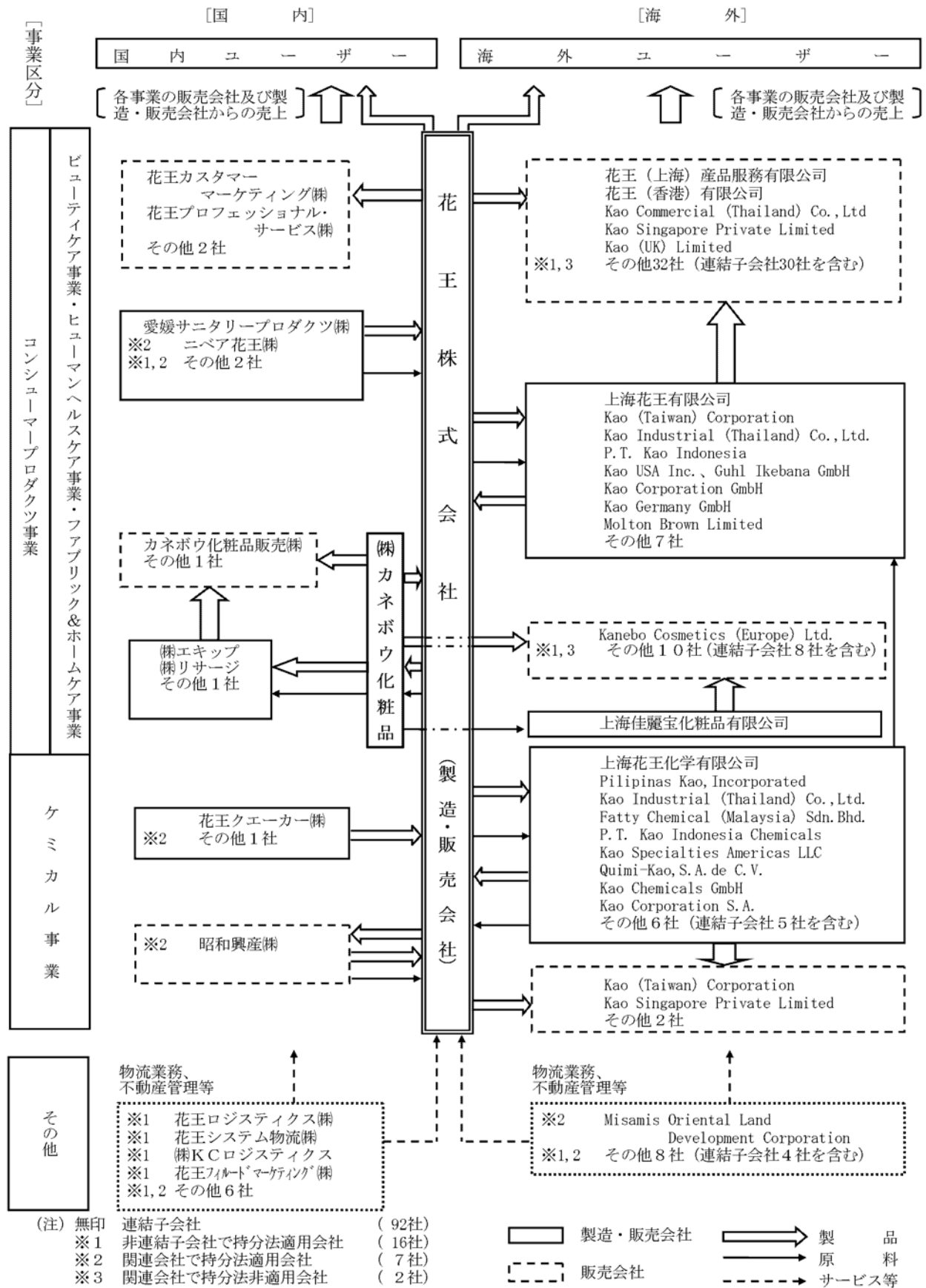
(注) 1. 各事業区分の主要製品は、124ページ「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」[セグメント情報] 1. 報告セグメントの概要のとおりであります。

2. 「その他」に区分されたサービス業務等については、セグメント情報において、そのサービス内容に応じて、コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業に振り分けております。

3. 各事業毎の会社数は、複数の事業を営んでいる場合にはそれぞれに含めて数えております。



以上の状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

該当ありません。

##### (2) 連結子会社

平成24年3月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
※1 ※17 花王カスタマーマーケティ ング㈱	東京都中央区	百万円 1,829	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	100.0	2	10	—	当社製品の 販売先	有
㈱カネボウ化粧品	東京都中央区	百万円 7,500	ビューティケア	100.0	3	4	—	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	有
※17 カネボウ化粧品販売㈱	東京都中央区	百万円 100	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	4	—	—	有
㈱エキップ	東京都品川区	百万円 300	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	1	—	—	—
㈱リサーチ	東京都中央区	百万円 400	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	1	—	—	有
カネボウコスミリオン㈱	東京都中央区	百万円 110	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	1	—	—	有
愛媛サニタリープロダクツ ㈱	愛媛県西条市	百万円 90	ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	100.0	1	3	—	当社製品の 製造委託先	有
花王プロフェッショナル・ サービス㈱	東京都墨田区	百万円 60	ファブリック& ホームケア	100.0	—	5	—	当社製品の 販売先	有
花王クエーカー㈱	東京都中央区	百万円 400	ケミカル	100.0	—	5	—	当社製品の 販売先	有
※1 花王（中国）投資 有限公司	中国	千人民元 2,122,236	中国における関 係会社の統轄及 びビューティケ ア	100.0	1	3	—	当社製品の 販売先	—
上海花王有限公司	中国	千人民元 564,200	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	※3 95.0 [10.0]	1	4	—	当社製品の 販売先	—
※1 花王（上海）産品服務 有限公司	中国	千人民元 1,144,638	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	※4 100.0 [100.0]	1	5	—	当社製品の 販売先	—
※1 佳麗宝化粧品（中国） 有限公司	中国	千人民元 1,084,620	ビューティケア	※5 100.0 [100.0]	1	1	—	—	—
上海佳麗宝化粧品 有限公司	中国	千人民元 59,173	ビューティケア	※6 100.0 [100.0]	1	1	—	—	—
上海花王化学有限公司	中国	千人民元 193,522	ケミカル	※3 87.5 [10.0]	—	4	—	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	—
花王（上海）貿易 有限公司	中国	千人民元 1,655	ケミカル	※3 87.5 [10.0]	—	3	—	当社製品の 販売先	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
花王（香港）有限公司	中国	千香港ドル 11,582	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	100.0	1	1	-	当社製品の 販売先	-
Kao (Taiwan) Corporation	台湾	千台湾元 597,300	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア ケミカル	90.7	-	5	-	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	-
Kao Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム	百万ベトナム ドン 807,385	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア	100.0	1	2	-	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	-
Pilipinas Kao, Incorporated	フィリピン	千フィリピン ペソ 1,790,643	ケミカル	100.0	-	4	-	当社仕入商 品、原料の 購入先及び 当社製品の 販売先	-
Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000,000	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	-	3	-	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	-
Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	※7 100.0 [100.0]	-	3	-	-	-
Kao Soap (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシア ドル 28,000	ビューティケア	100.0	-	2	-	当社仕入商 品の購入先	-
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシア ドル 120,000	ケミカル	※8 70.0 [70.0]	-	4	-	当社仕入商 品及び原料 の購入先	-
Kao Plasticizer (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシア ドル 16,000	ケミカル	※8 70.0 [70.0]	-	3	-	当社仕入商 品の購入先	-
Kao Oleochemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシア ドル 14,000	ケミカル	100.0	-	2	-	当社仕入商 品の購入先	-
Kao Singapore Private Limited	シンガポール	千シンガポール ドル 82,285	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	-	3	-	当社製品の 販売先	-
P.T. Kao Indonesia	インドネシア	百万ルピア 17,646	ビューティケア ヒューマン ヘルスケア ファブリック& ホームケア	50.03	1	3	-	当社製品の 販売先	-
P.T. Kao Indonesia Chemicals	インドネシア	百万ルピア 11,205	ケミカル	95.0	-	3	-	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	-
Kao Canada Inc.	カナダ	千カナダドル 482	ビューティケア	※9 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
Kao USA Inc.	米国	米ドル 1	ビューティケア	100.0	1	1	-	当社製品の 販売先	-

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
Kao America Inc.	米国	千米ドル 3,200	米国における関 係会社へのコー ポレートサービ ス及び米国ケミ カル事業の持株 会社	100.0	1	1	—	—	—
Kao Specialties Americas LLC	米国	米ドル 1	ケミカル	※10 100.0 [100.0]	—	1	—	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	—
Quimi-Kao, S.A. de C.V.	メキシコ	千メキシコ ペソ 16,696	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
※1 Kao Germany GmbH	ドイツ	千ユーロ 109,421	ビューティケア	100.0	1	2	—	当社製品の 販売先	—
KPSS Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 25	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
Guhl Ikebana GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,112	ビューティケア	※9 90.0 [90.0]	—	—	—	—	—
Kao Corporation GmbH	ドイツ	千ユーロ 13,000	ビューティケア	100.0	—	3	—	当社製品の 販売先	—
Kao Chemicals GmbH	ドイツ	千ユーロ 9,100	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	—	1	—	当社の原料 の購入先及 び当社製品 の販売先	—
Kao Netherlands B.V.	オランダ	千ユーロ 680	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
Kao (UK) Limited	英国	千英ポンド 500	ビューティケア	※9 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
KPSS (UK) Limited	英国	千英ポンド 1,300	ビューティケア	※12 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
※1 Kao Prestige Limited	英国	千英ポンド 156,500	モルトン・ブラ ウングループ (ビューティケ ア事業)の持株 会社	100.0	—	2	—	—	—
Molton Brown Limited	英国	千英ポンド 516	ビューティケア	※13 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
Kao Switzerland AG	スイス	千スイス フラン 2,000	ビューティケア	100.0	—	—	—	—	—
Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.	スイス	千スイス フラン 8,000	ビューティケア	※14 100.0 [100.0]	—	—	—	—	—
※1 Kao Chemicals Europe, S.L.	スペイン	千ユーロ 104,034	欧州等ケミカル 事業統轄	100.0	—	2	—	—	—
Kao Corporation S.A.	スペイン	千ユーロ 56,410	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	—	2	—	当社の原料 の購入先及 び当社製品 の販売先	—

(注) ※1は、特定子会社であります。

※2は、(株)カネボウ化粧品が所有しております。

※3は、花王(中国)投資有限公司が10%所有しております。

※4は、花王(中国)投資有限公司が所有しております。

※5は、(株)カネボウ化粧品が90.7%、花王(中国)投資有限公司が9.3%を所有しております。

- ※6は、(株)カネボウ化粧品が90.0%、花王（中国）投資有限公司が10.0%を所有しております。
- ※7は、当社の子会社であるKao Holdings (Thailand) Co.,Ltd. が52.6%、花王（香港）有限公司が47.4%を所有しております。
- ※8は、Kao Singapore Private Limitedが所有しております。
- ※9は、Kao USA Inc. が所有しております。
- ※10は、Kao America Inc. の100%子会社であるKao Chemicals Americas Corporationが所有しております。
- ※11は、Kao Chemicals Europe, S.L. が所有しております。
- ※12は、Kao Germany GmbHが所有しております。
- ※13は、Kao Prestige Limitedの100%子会社であるMolton Brown Group Limitedが所有しております。
- ※14は、Kao Switzerland AGが所有しております。

15 議決権の所有割合の [ ] 内は、間接所有割合で内数であります。

16 上記以外に小規模な連結子会社が44社あり、連結子会社の数は合計92社となります。

- ※17 花王カスタマーマーケティング(株)及びカネボウ化粧品販売(株)につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当連結会計年度における主要な損益情報等（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	花王カスタマーマーケティング(株)	カネボウ化粧品販売(株)
(1)売上高	623,486 百万円	153,686 百万円
(2)経常利益	7,006 百万円	△1,050 百万円
(3)当期純利益	3,780 百万円	△1,202 百万円
(4)純資産額	8,739 百万円	△1,908 百万円
(5)総資産額	74,391 百万円	30,618 百万円

- 18 当社は平成24年1月以降、グループ内の組織再編を実施しており、上記は組織再編後の状況に基づいて記載しております。なお、組織再編につきましては、100ページ「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 追加情報」に記載しております。

### (3) 持分法適用関連会社

平成24年3月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金援助 貸付金 (百万円)	営業上の 取引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ニベア花王(株)	東京都中央区	百万円 200	ビューティケア	40.0	1	2	—	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	有
昭和興産(株)	東京都港区	百万円 550	ケミカル	20.8	—	1	—	当社仕入商 品の購入先 及び当社製 品の販売先	—

(注) 上記以外に小規模な持分法適用関連会社が5社あり、持分法適用関連会社の数は合計7社となります。

### (4) その他の関係会社

該当ありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
ビューティケア事業	22,365	(1,970)
ヒューマンヘルスケア事業	3,456	(377)
ファブリック&ホームケア事業	3,835	(718)
コンシューマープロダクツ事業 計	29,656	(3,065)
ケミカル事業	3,213	(87)
全社（共通）	1,200	(64)
合 計	34,069	(3,216)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は臨時雇用者数の年間平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時雇用者は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
5,933	42.3	19.9	8,112

セグメントの名称	従業員数（人）	
ビューティケア事業	1,349	
ヒューマンヘルスケア事業	1,254	
ファブリック&ホームケア事業	966	
コンシューマープロダクツ事業 計	3,569	
ケミカル事業	1,164	
全社（共通）	1,200	
合 計	5,933	

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

### (3) 労働組合の状況

当社の一部の事業所及び一部の連結子会社には、労働組合が組織されております。連結子会社のうち㈱カネボウ化粧品及びそのグループ会社には、カネボウ労働組合の組合員が在籍しております。カネボウ労働組合は、UIゼンセン同盟に属しており、ユニオンショップ制となっております。

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度の世界の景気は、欧州金融危機の影響を受けましたが、全体では弱いながらも回復してきました。アジア地域の景気は引き続き拡大していますが、そのテンポは緩やかになりました。日本においては、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響並びにデフレや円高により、依然として厳しい状況が続きましたが、緩やかに持ち直しの動きが見られるようになりました。当社グループの主要市場である日本のトイレタリー（化粧品を除くコンシューマープロダクト）市場は、消費者の生活防衛意識が強く、前連結会計年度に比べ消費者購入価格が低下し、金額では1%縮小しました。また、日本の化粧品市場は、低価格品への移行により縮小が続きました。

このような状況の下、当社グループは、生活必需品を供給するメーカーの使命として、震災後の商品の安定供給に全力を挙げて取り組むとともに、“よきモノづくり”に基づく高付加価値商品の発売や育成などに努めました。また、エコイノベーション研究を加速すべく、環境研究機能を集約した「エコテクノロジーリサーチセンター」を完成させるなど、積極的に成長のための投資を行う一方、日本の化粧品ビジネスの構造改革やコストダウン活動などに取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に対して2.5%増の1兆2,160億円（為替変動の影響を除く実質4.0%増）となりました。ビューティケア事業では、国内でのプレステージ化粧品が伸長し、海外においては、プレミアムヘアケア製品が好調に推移しました。ヒューマンヘルスケア事業並びにファブリック&ホームケア事業の売り上げも伸長しました。ケミカル事業では、原料価格の変動に対応した販売価格改定に取り組み、海外での売り上げが伸長しました。

利益面では、営業利益は、前連結会計年度に対して3.8%増の1,085億円、経常利益は、6.5%増の1,100億円、当期純利益は、12.2%増の524億円となりました。

#### セグメントの業績

	売上高			セグメント利益（営業利益）		
	当連結会計年度 （億円）	前連結会計年度 （億円）	増減 （億円）	当連結会計年度 （億円）	前連結会計年度 （億円）	増減 （億円）
ビューティケア事業	5,379	5,335	44	154	55	98
ヒューマンヘルスケア事業	1,817	1,757	59	146	152	△6
ファブリック&ホームケア事業	2,856	2,790	66	555	596	△41
コンシューマープロダクト事業 計	10,053	9,882	170	855	804	51
ケミカル事業	2,476	2,319	156	230	241	△10
小 計	12,529	12,202	326	1,085	1,045	40
調整（消去）	△368	△334	△34	0	0	△0
合 計	12,160	11,868	292	1,085	1,045	39

## コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前連結会計年度に対して1.7%増の1兆53億円（為替変動の影響を除く実質2.8%増）となりました。

日本の売上高は、1.8%増の8,322億円となりました。東日本大震災の影響や市場競争の激化、デフレの影響を受けましたが、環境配慮型商品の提案、消費者の生活スタイルの変化に対応した新製品の発売や、提案型販売活動及び店頭展開活動の強化などに取り組みました。

アジアの売上高は、6.6%増の874億円（為替変動の影響を除く実質11.8%増）となりました。市場の成長が続く中、厳しい市場競争が続いておりますが、販売店との協働取組や新製品の投入など積極的な展開を行いました。

米州の売上高は、2.7%減の496億円（為替変動の影響を除く実質6.6%増）となりました。市場は堅調に推移し、新製品の投入などが寄与しましたが、円高による為替変動の影響を受けました。

欧州の売上高は、1.3%増の615億円（為替変動の影響を除く実質5.1%増）となりました。市場は緩やかながらも回復傾向となり、平成22年に投入した新製品が好調に推移しました。

営業利益は、原材料価格上昇の影響を受けましたが、費用の節減やコストダウン活動に取り組み、前連結会計年度を51億円上回る855億円となりました。

## 〔ビューティケア事業〕

売上高は、前連結会計年度に対して0.8%増の5,379億円（為替変動の影響を除く実質2.4%増）となりました。

プレステージ化粧品では、日本の化粧品市場が消費者の低価格品への移行に加え震災の影響もあり、引き続きマイナス基調が続きましたが、新製品の発売などにより売り上げは増加（2.2%増の2,599億円）しました。日本では、セルフ化粧品の「ケイト」や「エビータ」などで新製品を発売し、店頭展開の強化を図りました。カウンセリング化粧品では、「ブランシール スペリア」や「ソフィーナ ボーテ」の改良、「ソフィーナ プリマヴィスタ」の新ラインの追加など、メガブランドの育成・強化を行うとともに、消費者ニーズの変化に対応したマーケティング活動やカウンセリングのあり方などの改革に取り組み、縮小する市場の中でシェアを拡大しました。海外では、売り上げは順調に推移しました。

プレミアムスキンケア製品では、日本で洗顔料「ビオレ」並びに全身洗剤「ビオレu」から、肌にほとんど負担をかけずに汚れを落とす新しい洗浄技術（SPT：肌清浄化技術）を採用した新製品を発売し、「キュレル」では、乾燥性敏感肌ケアの継続的提案を行い、売り上げが伸長しました。アジアでは「ビオレ」が、香港、台湾、インドネシアで改良効果もあり好調に推移したことなどにより、売り上げを伸ばしました。米州では、ハンド&ボディローションの「ジャーゲンス」の売り上げが好調に推移しました。

プレミアムヘアケア製品は、日本ではシャンプー・リンスの「メリット」が順調に推移しましたが、ヘアカラーが市場の縮小と競争激化により伸び悩み、売り上げは前連結会計年度を下回りました。アジアでは、香港、台湾及びタイにて「リーゼ」の泡タイプのヘアカラーが好調に推移したことにより、売り上げを伸ばしました。米州と欧州においても、「ジョン・フリーダ」で泡タイプのヘアカラーやスタイリング剤等の新製品が好調に推移し、売り上げを大きく伸ばしました。

営業利益は、欧米で新製品に対する広告宣伝費を積極的に投下しましたが、日本の化粧品ビジネスの構造改革に引き続き取り組んだことなどにより、前連結会計年度を98億円上回る154億円となりました。また、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益（EBITA）は、前連結会計年度を90億円上回る488億円（売上高比率：9.1%）でした。

## 〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前連結会計年度に対して3.4%増の1,817億円（為替変動の影響を除く実質4.0%増）となりました。

フード&ビバレッジ製品では、脂肪を消費しやすくする健康機能飲料「ヘルシア緑茶」が消費者の支持を得て、売り上げは堅調に推移しました。

サニタリー製品では、売り上げは、ほぼ横ばいとなりました。生理用品は、日本で「ロリエ エフ」の改良品を発売した効果もあり順調に推移し、アジア各国でも売り上げを伸ばしました。ベビー用紙おむつは、日本でシェアは伸長したものの、市場の縮小並びに市場競争の影響を受けましたが、台湾、中国及びロシアでは好調に推移しました。

パーソナルヘルス製品では、歯みがき、入浴剤「バブ」が好調に推移し、売り上げは伸長しました。

営業利益は、増収効果の他にコストダウン活動にも取り組みましたが、原材料価格の上昇や市場競争の影響を受け、前連結会計年度を6億円下回る146億円となりました。

## 〔ファブリック&ホームケア事業〕

売上高は、前連結会計年度に対して2.4%増の2,856億円（為替変動の影響を除く実質2.9%増）となりました。

ファブリックケア製品では、売り上げは伸長しました。日本では、Neoシリーズによる時短や節水・節電・省資源などの環境訴求に努めており、衣料用濃縮液体洗剤では、洗たく物のニオイ菌を抑える「アタックNeo



抗菌EXパワー」を追加発売し、製品ラインを強化しました。衣料用漂白剤では「ワイドハイター EXパワー」、柔軟仕上げ剤では新製品「フレア フレグランス」が好調に推移しました。アジアでは、「アタック瞬清」が中国で、「アタック イージー」がインドネシアなどで消費者の支持を得て伸ばしました。

ホームケア製品では、日本で食器用洗剤「キュキュット」、トイレ用掃除シート「トイレクイックル」、刷新した住居用掃除用具「クイックルワイパー」並びに衣類・布製品・空間用消臭剤「リセッシュ アロマチャージ」が、売り上げを順調に伸ばしました。

営業利益は、コストダウン活動などに取り組みましたが、原材料価格上昇の影響があり、前連結会計年度を41億円下回る555億円となりました。

#### 〔ケミカル事業〕

ケミカル事業は、日本では東日本大震災、円高、タイの洪水等に伴う対象業界の需要減の影響を受けましたが、海外での売り上げを大きく伸ばし、前連結会計年度に対して6.7%増の2,476億円（為替変動の影響を除く実質10.0%増）となりました。

油脂製品では、天然油脂や石化原料価格変動に対応した販売価格の改定に努めました。機能材料製品では、環境負荷の低減に対応した高付加価値製品の開発と販売の拡大に努めました。スペシャルティケミカルズ製品では、主にトナー・トナーバインダーが堅調に推移しました。

営業利益は、販売価格の改定やコストダウンに努めましたが、円高や対象業界の需要減の影響を受け、前連結会計年度を10億円下回る230億円となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて134億円減少し、1,297億円となりました。

営業活動によって得られた資金は、前連結会計年度に比べて262億円少ない1,250億円となりました。

投資活動に使用された資金は、前連結会計年度に比べて171億円多い489億円となりました。

以上の結果、フリー・キャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて434億円少ない760億円となりました。

財務活動に使用された資金は、前連結会計年度に比べて11億円少ない861億円となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態の分析 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)	前期比 (%)
ビューティケア事業	428,474	+6.3
ヒューマンヘルスケア事業	155,679	+10.4
ファブリック&ホームケア事業	264,679	+0.0
コンシューマープロダクツ事業 計	848,833	+5.0
ケミカル事業	238,444	+11.1
小 計	1,087,277	+6.3
消 去	△36,314	—
合 計	1,050,963	+6.3

(注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

(2) 受注状況

当社グループは、主として見込み生産を行っているため、受注状況を記載しておりません。

(3) 販売実績

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)	前期比 (%)
ビューティケア事業	407,659	+0.9
ヒューマンヘルスケア事業	164,574	+3.1
ファブリック&ホームケア事業	260,040	+2.6
日本計	832,275	+1.8
アジア	87,435	+6.6
米 州	49,637	△2.7
欧 州	61,512	+1.3
内部売上消去等	△25,520	—
コンシューマープロダクツ事業 計	1,005,340	+1.7
日 本	125,477	+0.4
アジア	89,153	+22.9
米 州	35,907	+21.9
欧 州	55,690	+8.1
内部売上消去等	△58,594	—
ケミカル事業 計	247,635	+6.7
小 計	1,252,975	+2.7
消 去	△36,880	—
合 計	1,216,095	+2.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、新興国への経済の中心のシフトや環境問題への関心の高まりなどの中長期の事業環境の変化を飛躍のための絶好の機会と捉え、「自然と調和する ところ豊かな毎日をめざして」のコーポレートメッセージのもと、エコロジー経営へのシフトとコーポレート・アイデンティティの浸透によって、グローバルな成長の実現をめざしてまいります。

市場競争の激化や市場構造の変化、原材料価格の変動など、事業環境は厳しくかつ不透明な状況が続いています。このような状況の中、当社グループでは、以下の点に注力します。

- (1) 日本のトイレタリー市場では、引き続きデフレが進行しています。これに対し当社グループでは、消費者の生活意識の変化やそれに伴う購買意識の変化を捉えて商品価値の一層の向上を図ります。すなわち“機能価値”、“情緒価値”に加え、環境意識や健康志向の高まり、高齢化社会の進行などの社会的課題に対処する“社会価値”を意識した商品の開発と育成に取り組み、さらに販売活動なども含めた当社グループの総合力を活用していきます。
- (2) 日本の化粧品市場においては、消費者の購買意識の変化、そしてそれに伴う流通チャネルの変化が起き、市場の縮小が続いています。当社グループは、これらの環境変化に対応してブランド、マーケティング及び売り方の改革を推進し、グループ内シナジーを発揮して事業を変革していきます。
- (3) 海外市場では、今後とも成長市場を中心に大きな伸長が期待されます。これに対し、当社グループは特に中国で、市場規模の大きい衣料用洗剤、ベビー用紙おむつ、生理用品などの商品カテゴリーに注力するとともに、高収益が期待できるプレステージ化粧品を強化していきます。また、中国全土に強い販売網を構築し、売上拡大を図ります。さらに、コンシューマープロダクツ事業のグローバル一体運営を通じ、運営体制を一層レベルアップしていきます。

厳しい環境の中にあっても、当社グループの原点である“消費者起点”に立った“よきモノづくり”を通して、“お客さまと共に感動する会社”をめざしながら“利益ある成長”を実現し、企業価値のさらなる増大を図ってまいります。

また、こうした企業活動の根底をなす企業理念として、独自の企業文化、企業精神のエッセンスを明示化した『花王ウェイ』を、当社グループ全員で共有・実践しています。こうした方針に基づいた誠実な事業活動によって、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献してまいります。

### 4 【事業等のリスク】

企業が事業を遂行している限り、さまざまなリスクが伴います。当社グループにおいては、リスクの発生を防止、分散、あるいはリスクヘッジすることによりリスクの合理的な軽減を図っております。しかし、以下のような予想を超える事態等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、以下のリスクは当社グループにとり全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在し、それらは投資家の判断に影響を与える可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成24年6月28日）現在において当社が判断したものであります。

- (1) 当社グループの事業基盤とする日本のコンシューマープロダクツ事業では、市場の景気の停滞と少子化・高齢化などに伴う購買層の変化により、消費は低迷しております。当社グループは消費者の価値観の変化を捉え、当社グループのモノづくりの総合力を活用することで、商品の高付加価値化に取り組み、ブランド価値の維持向上を図りながら消費者ニーズに応えることをめざします。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、適切な対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に徐々に影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 当社グループが事業を行うプレステージ化粧品においては、市場での国内外の同業他社や他業界からの新規参入会社との競争が激化し、また消費者の購買意識の変化とともに、流通チャネルも大きく変化してきており、これまでに確立された事業モデルでは大きな成果が得られにくい状況となってきました。ブランドの再編やマーケティング、売り方の改革など、プレステージ化粧品の事業構造改革を進めております。しかしながら、適切な対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (3) 当社グループは、日本の市場への依存度が高く、特にコンシューマープロダクツ事業では、市場での流通業の合併や統合による新たな企業グループ化の進展、また消費者の変化に対応した新たな流通チャネルの出現などチャネル構造に変化が生じた場合は、販売活動に影響を及ぼすことが予想されます。これに対し当社グループとしては、このような流通環境変化に対応した提案や活動を推進しております。しかしながら、適切な対応が遅れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に徐々に影響を及ぼす可能性があります。

- (4) 当社グループは、成長戦略のひとつとしてアジア、欧米市場での事業展開を進めており、特に経済成長率が高く、市場規模が大きくなることが予想される国々での事業の強化を重視しております。しかしながら事業を進める上で、競合との競争、価格の設定、コスト管理、流通、小売との円滑な関係などを目標通りに進められない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (5) 当社グループは、本来の品質・機能価値に加え節水・省資源となる高い環境価値を持つ商品開発に取り組むと共に、温室効果ガス排出量の少ない或いは再生可能な原材料の使用、生産・物流の省エネや再生可能エネルギーの採用などにも注力し、企業の成長と社会の持続可能性を両立させる「エコイノベーション」に取り組んでおります。しかしながら、新商品の環境技術が消費者に受容されない、他社環境商品との優位性が低いなどの理由により、当初意図した成果が得られない場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (6) 当社グループの製品の原材料である天然油脂原料や石油関連の原材料などは、地政学的リスクや需給バランス、異常気象、為替レート変動などに伴い市況価格が変動します。当社グループは原材料価格の上昇に対して、原価低減や売価への転嫁などの施策を図り、その影響を軽減しております。しかしながら、予想を超えて市況価格に急激な変動が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (7) 当社グループ商品の品質管理につきましては、消費者・顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルまたは新たな科学的知見により商品の安全と安心に対する懸念などが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、当社グループの商品全体の評価にも重大な影響を与え、売り上げの減少によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (8) 当社グループの地震をはじめとする自然災害への対応につきましては、国内全ての生産工場及び主要な事業拠点を対象に耐震診断の実施、耐震補強工事の実施、緊急事態を想定した防災訓練の実施及び社員の安否確認システムの構築を行い、事業継続計画（BCP）の策定を進めてきております。今後もリスク分散を含め、災害対策の強化と事業継続計画（BCP）の充実を図ってまいります。しかしながら、予想を超える規模の地震やそれにより派生した災害が発生した場合には、これらの対策を実施したにもかかわらず、原材料の確保、生産の継続、商品の市場への供給などに支障をきたし、また経済環境の悪化によって需要動向に大きな変化が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、生産工場の爆発・火災事故、情報システム障害、原材料購入先のトラブル、電力や水等の社会インフラの機能不全、放射性物質やその他有害物質による環境汚染、テロ、政変、暴動等の原因により、同様に生産の継続、原材料の確保、商品の市場への供給に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- (9) 外国通貨建ての取引については為替相場の変動による影響を受けますが、外貨預金口座を通じての決済、為替予約取引や通貨スワップ取引などにより為替変動リスクをヘッジすることにしており、経営成績に与える影響を軽減しております。なお、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。しかしながら、在外連結子会社の売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成において円換算するため、換算時の為替レートが予想を超えて大幅に変動した場合には、円換算後の価値も大幅に変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受けます。
- (10) 当社グループは、事業用の資産や企業買収の際に生じるのれんなど様々な有形・無形の固定資産や繰延税金資産等を計上しております。これらの資産については、今後の業績動向や、時価の下落等によって期待されるキャッシュ・フローを生み出さない状況により、減損処理または評価性引当額の積み増しが必要となる場合があります。これらの処理が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (11) 当社グループには、事業目標達成のために必要な人材の確保が不可欠であり、消費者の方々に常に支持される“よきモノづくり”をめざすための、研究開発、生産技術、マーケティング、販売活動などを高度な専門性を持って実行する人材の採用や育成、流出の防止が必要です。しかしながら、雇用情勢の変動などにより、優秀な人材を確保できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 当社グループは、事業活動を行う上で、商品の品質、安全、環境関連、化学物質関連、また会計基準や税法、労務関連、取引関連の法令などさまざまな法規制等の適用を受けています。当社グループは、コンプライアンス体制を構築し、遵守に努めておりますが、重大な法令違反を起こした場合、また現行の法規制の変更や新たな法規制等が追加された場合には、当社グループの事業活動が制限され、あるいはその対応のために投資が必要になるなど、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### 合弁事業契約

国名	契約先	合弁会社名称	出資比率	契約日
マレーシア	IOI Oleochemical Industries Berhad	Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	70.0%	昭和63年2月29日

(注) 出資比率は、間接出資比率であり、Kao Singapore Private Limited (当社100%出資) が出資しております。

## 6 【研究開発活動】

「エコロジーを経営の根幹に据え、清潔・美・健康の分野で世界の人々の“豊かな生活文化の実現”に貢献する企業をめざす」という使命のもと、研究開発部門では、「商品開発研究」と「基盤技術研究」が相互に連携しながら、これを実際のモノづくりで具現化すべく、研究開発活動にグローバルに取り組んでおります。当社グループの4つの事業の将来を支えるエコイノベーション研究を加速させるための研究施設「エコテクノロジーリサーチセンター」

(ETRC) が和歌山工場内(和歌山市)に完成しました。ETRC内には、新たな組織として「エコイノベーション研究所」を設け、サステナビリティを切り口とした素材・製品・次世代技術開発の研究に取り組んでおります。

当社グループ全体で、約2,500名が研究開発業務に携わっております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、481億円(売上高比4.0%)であり、主な成果は、下記のとおりであります。

### コンシューマープロダクツ事業

#### 〔ビューティケア事業〕

世界の人々の肌や髪を深く知る本質研究と、新しい機能を生み出す素材や製剤の開発を通して、健康で美しい素肌や素髪の実現と、多様な生活スタイルに合わせた美容価値の提案をめざしています。

プレステージ化粧品では、「ソフィーナ ボーテ」から、化粧水と乳液の基本ケアで、もっちり、うるおうハリ肌に導く、高保湿エイジングケアシリーズを発売しました。このうち「化粧水 つめかえ用」には、開けやすく、こぼさず安心してつめかえられるユニバーサルデザインに配慮した新しいボトルタイプの容器を採用し、プラスチック量を本品にくらべ約52%削減しました。また、ベースメイクブランドの「ソフィーナ プリマヴィスタ」から、“ピュアブロッサムパウダー”配合により、黄ぐすみがちな肌を、明るく血色のいい肌色に仕上げる50代のための新シリーズ「ソフィーナ プリマヴィスタ ディア」を発売しました。「カネボウ化粧品」では、総合美白ブランド「ブランシール スペリア」スキンケアラインを全面改良しました。独自に開発した美白有効成分“ロドデノール”配合により、メラニンの生成を抑えてシミ、ソバカスを防ぎ、すぐれた浸透感とうるおいで明るい肌へ導きます。主力メイク総合ブランド「コフレドール」からは、微粒子でできた美肌発色のブレンドチークとぼかしパウダーを組み合わせた「コフレドール スマイルアップチークス」を発売しました。アジアでは、近年急成長を遂げている中国専門店流通への本格参入を図るべく、中国現地生産ブランド「アクア ルナッシュ」を発売しました。また、スーパープレステージブランド「センサイ」より、エイジングケア保湿化粧水「センサイ プライムソリューション」を欧州・中東の市場に向け開発しました。ブランドの象徴的アイテムと位置づけ、「カネボウ化粧品」が訴求してきたお手入れ作法“ダブル保湿”をさらに強化していきます。

プレミアムスキンケア製品では、「ビオレ」から、“洗うスキンケア”を提案する新しい洗顔料「ビオレ スキンケア洗顔料」を日本、ベトナム、マレーシア、インドネシアにて発売しました。独自に開発した新しい洗浄技術SPT(肌清浄化技術)の採用により、洗浄成分が肌(角層)に浸透しにくいので、肌にはほとんど負担をかけずに汚れを落とし、洗うたびに、なめらかな素肌を実感できます。

プレミアムヘアケア製品では、ヘアケアブランドの「メリット」を改良し、洗髪時のふわふわの泡立ちとなめらかな指どおりをさらに高めました。地肌の汚れをきちんと落とすことで、根元からサラサラな髪に仕上げます。

「つめかえ用パック」は、薄肉化によりプラスチック量を削減し、さらに全重量に対し約10%を植物由来の素材に置き換えることで、従来品と比較して、CO<sub>2</sub>排出量を約12%削減しました。また、日本で開発した簡単にきれいに染まる泡状ヘアカラー技術を活用し、アジアでは黒髪用ヘアカラー「リーゼ バブル ヘアカラー」を香港、台湾、タイ、シンガポールにて、欧米ではプレミアムヘアケアブランド「ジョン・フリーダ」から「プレジジョン フォーム カラー」を米国にて発売しました。

当事業に係る研究開発費は、193億円であります。

#### 〔ヒューマンヘルスケア事業〕

人が本来持っている健康力を生かしたQOL（Quality of Life：生活の質）の向上を目指し、心と身体の両面からヘルスケア研究を進めています。

サニタリー製品では、生理用ナプキン「ロリエ エフ」を改良し、従来から採用の“凹凸シート（表面材）”に加えて体の動きに合わせて自在に形を変える新構造の“しなやかタッチ吸収体”を採用し、生理時のこすれの不快感を軽減しました。アジアでは、独自の技術から生まれた表面材の採用により、これまでに無い吸収スピードでモレを防止する「ロリエ スーパースリムガード」シリーズを中国、台湾、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアにて発売しました。また、高吸収性・薄さ快適性・経血の洗い易さの3つの特性を兼ね備えた全く新しいスーパーリムタイプナプキン「ロリエ アクティブデイ ダブルコンフォート」をインドネシアにて発売しました。

パーソナルヘルス製品では、オーラルケアブランド「ディープクリーン」から、ソフトスムーズ処方でしみる歯や歯ぐきもやさしくなめらかに磨け、4つの薬用成分配合により知覚過敏による歯の根元のしみる痛みと歯槽膿漏・歯肉炎を防ぐ「ディープクリーン センシティブA 薬用ハミガキ」を発売しました。また、メンズヘルスケアブランド「サクセス」から、新配合の有効成分“t-フラバノン”が抜け毛の原因（活性型TGF- $\beta$ の産生）を抑え、さらにニコチン酸アミドが頭皮の血行を促進して、2つの作用で抜け毛を防ぎ、コシのある髪に育てる「サクセス 薬用育毛トニック」を改良発売しました。

当事業に係る研究開発費は、106億円であります。

#### 〔ファブリック&ホームケア事業〕

多様なニーズに応える家庭用製品から、高度な洗いが求められる業務用製品まで、幅広い分野での研究開発に取り組んでいます。

ファブリックケア製品では、少量でも高い洗浄力を発揮しながら環境負荷の低い衣料用濃縮液体洗剤「アタックNeo」シリーズから、抗菌・漂白成分のはたらきで、洗たくのたびニオイ菌を抑え、ためこんだ洗たく物もしっかり消臭、タオルや洗たく槽のカビも防いで衣料を清潔に洗い上げる「アタックNeo抗菌EXパワー」を発売しました。また、若い世代を中心とした毎日の暮らしの中で香りを楽しみたいという意識の高まりに対応し、花王独自開発の新技術“香りセンサー”のはたらきで、水分や汗を感じるたび、さらに香りがわきたち、新鮮な香りずっと続く衣料用柔軟剤「フレア フレグランス」を発売しました。アジアでは、「アタックNeo」の技術を応用したコンパクト液体洗剤を、「バイオゼット アタック」シリーズのリキッドタイプとしてオーストラリアにて発売しました。

ホームケア製品では、フロア用そうじ道具「クイックルワイパー」を刷新しました。新開発の薄型軽量クッションヘッド採用により、ホコリや髪の毛の捕集力を向上させ、加えて、さらなる操作性の改善とインテリアに合うデザイン等を実現しました。

当事業に係る研究開発費は、85億円であります。

#### 〔ケミカル事業〕

油脂科学、界面科学、高分子科学等における研究開発の成果をさらに深化させ、幅広い産業界の多様なニーズに対応した特徴あるケミカル製品を提供すべく、研究開発に取り組んでいます。

油脂製品では、油脂アルコールや3級アミンにおいて独自の触媒・プロセス技術開発を進めております。機能材料製品では、環境負荷の低減に対応した高付加価値製品の開発に努めました。スペシャルティケミカルズ製品では、バイオ原料を用いたトナーバインダーのバイオ原料比率を上げる開発などに取り組んでおります。

当事業に係る研究開発費は、95億円であります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

#### ①売上高及び営業利益

売上高は、前連結会計年度に対して2.5%増の1兆2,160億円（為替変動の影響を除く実質4.0%増）となりました。ビューティケア事業では、国内でのプレステージ化粧品が伸長し、海外においては、プレミアムヘアケア製品が好調に推移しました。ヒューマンヘルスケア事業並びにファブリック&ホームケア事業の売り上げも伸長しました。ケミカル事業では、原料価格の変動に対応した販売価格改定に取り組み、海外での売り上げが伸長しました。

また利益面では、天然油脂や石化原料を中心とした市況の変動を受け、原材料価格上昇の影響がありました。増収効果の他、コストダウン活動の推進や費用の節減に努めました。以上の結果、営業利益は、前連結会計年度の1,045億円から39億円増加し、1,085億円となりました。

## ②営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の12億円の損失（純額）から14億円の利益（純額）となりました。借入金の借り換えや一部の社債の償還を行い、支払利息が減少したこと、並びに円高の進行が昨年より緩やかであったため、為替差損が減少したことが主な要因です。

この結果、経常利益は、前連結会計年度の1,033億円から1,100億円となりました。

## ③特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別損益は、前連結会計年度の73億円の損失（純額）から47億円の損失（純額）となりました。前連結会計年度に計上した東日本大震災関連損失が41億円から20億円に減少したほか、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額16億円がなくなったことによるものです。

この結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度の960億円から1,052億円となりました。

## ④法人税等（法人税等調整額を含む）

法人税等は、前連結会計年度の481億円から、当連結会計年度は507億円となりました。税効果会計適用後の法人税等の負担率は、前連結会計年度の50.2%から48.2%に推移しました。

## ⑤当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度の467億円から56億円増加し、524億円となりました。1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の87.69円から14.6%、12.77円増加し100.46円となりました。

なお、報告セグメントの売上と営業利益の概況については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

## (2) 財政状態の分析

### ①資産、負債及び純資産の状況

総資産は、9,912億円となり、前連結会計年度末に比べ315億円減少しました。主な増加は、受取手形及び売掛金217億円、有価証券117億円、商品及び製品92億円であり、主な減少は、現金及び預金252億円、短期及び長期の繰延税金資産115億円、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産354億円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ416億円減少し、4,415億円となりました。主な増加は、支払手形及び買掛金66億円、主な減少は、1年内償還予定の社債500億円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ101億円増加し、5,497億円となりました。主な増加は、当期純利益524億円であり、主な減少は、剰余金の配当金の支払い302億円及び為替換算調整勘定116億円によるものです。なお、平成23年5月において利益剰余金の取り崩しにより自己株式の消却を324億円（1,393万株）実施しました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の51.7%から54.3%となりました。

### ②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ134億円減少し、1,297億円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動によって得られた資金は、1,250億円（前連結会計年度は1,512億円）となりました。主な増加は、税金等調整前当期純利益1,052億円、減価償却費797億円、仕入債務の増減額89億円、主な減少は、法人税等の支払額383億円、売上債権の増減額265億円、たな卸資産の増減額149億円です。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動に使用された資金は、489億円（前連結会計年度は317億円）となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出416億円、及び長期前払費用の取得による支出50億円です。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動に使用された資金は、861億円（前連結会計年度は873億円）となりました。主な内訳は、社債の償還による支出500億円、少数株主への支払いを含めた配当金の支払額307億円です。なお、市場金利が低下している中で、2011年9月に長期借入金200億円の借り換え、2012年3月に短期借入金300億円の長期借入金への借り換えを行いました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の金額は、47,141百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）
ビューティケア事業	13,083
ヒューマンヘルスケア事業	11,515
ファブリック&ホームケア事業	12,211
コンシューマープロダクツ事業 計	36,809
ケミカル事業	10,331
合 計	47,141

- (注) 1. 有形固定資産のほか、無形固定資産及び長期前払費用への投資が含まれております。  
なお、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

コンシューマープロダクツ事業では、中国に紙おむつの生産会社を設立し、工場の建設に着手したほか、欧米ビューティケア事業の一体運営を目的とした情報システムの再構築などを行いました。

ケミカル事業では、事業拡大に対応するための生産能力の増強や一層のグローバル展開のための投資などを行いました。

環境研究機能を集約し、エコイノベーション研究の加速を目的とした「エコテクノロジーリサーチセンター」は、昨年6月に完成しました。

なお、上記の所要資金は、主に自己資金を充当しております。



## 2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の当連結会計年度末における状況は、次のとおりであります。

### (1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
和歌山工場・研究所 (和歌山県和歌山市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	18,920	15,839	809 (514)	—	5,632	41,201	1,647 [35]
東京工場・研究所・ すみだ事業場 (東京都墨田区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備 その他設備	7,267	1,218	375 (43)	—	838	9,700	1,657 [56]
酒田工場 (山形県酒田市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	1,103	1,371	503 (155)	—	315	3,294	112 [6]
川崎工場 (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	4,707	5,038	7,725 (100)	—	365	17,837	259 [7]
栃木工場・研究所 (栃木県芳賀郡 市貝町)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	4,856	4,725	2,142 (246)	—	2,188	13,912	975 [15]
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備	4,945	4,524	6,506 (357)	—	591	16,566	272 [4]
豊橋工場 (愛知県豊橋市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	1,323	1,861	6,290 (313)	—	146	9,621	107 [4]
愛媛サニタリープロ ダクツ(株)への貸与資 産(愛媛県西条市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	1,357	3,796	962 (47)	—	96	6,213	— [—]
川崎ロジスティクス センター (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	物流設備	439	79	2,903 (26)	—	3	3,425	2 [—]
岩槻ロジスティクス センター (埼玉県さいたま市 岩槻区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	物流設備	330	163	1,278 (17)	—	7	1,779	2 [—]
堺ロジスティクスセ ンター (大阪府堺市西区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	物流設備	1,105	99	1,931 (36)	—	3	3,139	2 [—]

## (2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
花王カスタマーマーケティング㈱	本社ほか6 リージョン (東京都 中央区ほか)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	販売設備	2,462	1	8,751 (126) [2]	1,586	346	13,148	6,085 [817]
愛媛サニタリープロダクツ㈱	本社工場 (愛媛県 西条市)	ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	—	—	— (—) [47]	—	—	—	238 [13]
㈱カネボウ化粧品	小田原工場 (神奈川県 小田原市)	ビューティケア 事業	生産設備	2,940	1,429	4,641 (61)	249	464	9,725	616 [126]
花王クエーカー㈱	豊橋工場 (愛知県 豊橋市)	ケミカル事業	生産設備	188	61	— (—) [27]	—	15	266	— [—]

## (3) 在外子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
上海花王有限 公司	上海工場 (中国 上海)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	545	1,229	— (—) [134]	—	178	1,952	266 [2]
Kao (Taiwan) Corporation	新竹工場・ 研究所 (台湾 新竹)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備 研究開発 設備	302	482	90 (58)	—	96	972	213 [—]
Pilipinas Kao, Incorporated	ハサーン工場 (フィリピン ミサミスオ リエントル)	ケミカル事業	生産設備	117	7,071	— (—) [448]	—	95	7,284	146 [6]
Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ工場 (タイ チョンブリ)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	2,518	3,351	682 (158)	—	246	6,798	539 [—]
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	本社工場 (マレーシア ペナン)	ケミカル事業	生産設備	1,309	1,979	— (—) [105]	—	228	3,517	217 [3]
P. T. Kao Indonesia	本社工場 (インドネシ ア チカラ)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	398	999	— (—) [89]	—	381	1,780	395 [—]
Kao Brands Company	本社工場・ 研究所 (米国オハイ オ州 シン シナティ)	ビューティケア 事業	生産設備 研究開発 設備	1,168	2,297	21 (33)	—	197	3,685	596 [—]
Kao Chemicals Americas Corporation	本社工場 (米国ノース カロライナ 州 ハイポ イント)	ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	1,227	1,385	118 (232)	—	254	2,986	152 [—]
Kao Corporation GmbH	本社工場 (ドイツ ダルムシュ タット)	ビューティケア 事業	生産設備	210	459	67 (5) [27]	744	110	1,592	150 [20]
Kao Chemicals GmbH	本社工場 (ドイツ エメリッヒ)	ケミカル事業	生産設備	744	2,534	117 (72)	—	224	3,621	185 [21]
Kao Corporation S. A.	オレッサ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	1,732	667	235 (139)	—	128	2,764	122 [11]
Kao Corporation S. A.	モレ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	843	631	95 (67)	—	135	1,705	73 [2]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書しております。
3. 花王カスタマーマーケティング㈱は土地及び建物等を賃借しており、賃借料は年間で811万円であります。土地の面積については、[ ]で外書しております。
4. 提出会社は、愛媛サニタリープロダクツ㈱に、土地を含め、製造に必要なすべての設備を貸与しております。貸与中の土地については、愛媛サニタリープロダクツ㈱の土地の面積にも、[ ]で外書しております。
5. 提出会社の豊橋工場の土地には、花王クエーカー㈱豊橋工場に貸与中の土地27千㎡を含んでおります。花王クエーカー㈱豊橋工場の土地の面積に、[ ]で外書しております。
6. 提出会社の豊橋工場の従業員数には、花王クエーカー㈱豊橋工場の生産に従事している5名を含んでおります。
7. 上海花王有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額14百万円であります。土地の面積については、[ ]で外書しております。
8. Pilipinas Kao, Incorporatedは土地をMisamis Oriental Land Development Corporation (関連会社)より賃借しており、賃借料は年額4百万円であります。土地の面積については、[ ]で外書しております。
9. Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. は土地を賃借しており、賃借料は年額3百万円であります。土地の面積については、[ ]で外書しております。
10. P. T. Kao Indonesiaは土地を賃借しており、賃借料は年額3百万円であります。土地の面積については、[ ]で外書しております。
11. Kao Chemicals Americas Corporationには、同一事業所内にある同社の子会社であるHigh Point Textile Auxiliaries LLCとKao Specialties Americas LLC及びKao America Inc. の子会社であるHPC Realty, Inc. が含まれております。
12. Kao Corporation GmbHは土地を賃借しており、賃借料は年額47百万円であります。土地の面積については、[ ]で外書しております。
13. (3) 在外子会社は、平成23年12月31日現在の帳簿価額、従業員数を記載しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度後9ヶ月間の設備投資計画（新設・拡充等）は、44,000百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的
ビューティケア事業	8,300	生産能力の拡充、合理化、維持更新等
ヒューマンヘルスケア事業	9,300	花王合肥工場建設ほか生産能力の拡充、合理化、維持更新等
ファブリック&ホームケア事業	4,400	生産能力の拡充、合理化、維持更新等
ケミカル事業	11,000	生産能力の拡充、合理化、維持更新等
その他、全社（共通）	11,000	研究開発設備の拡充及び維持更新、物流設備の拡充及び維持更新、IT関連設備投資等
合計	44,000	

- (注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。
3. 上記計画に伴う所要資金は、自己資金を充当する予定であります。
4. 各セグメントに共通の設備投資計画はその他、全社（共通）に含めております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

平成24年3月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	526,212,501	526,212,501	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	526,212,501	526,212,501	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	738	702
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	738,000	702,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	4	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。
2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注)2.に記載のとおりであります。



平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	337	322
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	337,000	322,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	6	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- viii. 新株予約権の取得事由及び条件  
次に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ix. その他の新株予約権の行使の条件  
次に準じて決定する。
  - (1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。
  - (2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	361	346
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	361,000	346,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成26年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	8	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日

(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。



上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	6	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	442	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442,000	442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成27年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550	同左
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	17,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

## 平成21年 7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の数 (個)	15	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	15,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年 7月 1日 至 平成28年 6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額 1株当たり2,115円と行使時の払込金額 1株当たり 1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額 1株当たり2,115円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年 6月29日 定時株主総会決議及び平成21年 7月24日 取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	430	430
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000	430,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,355	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,355 資本組入額 1,178	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。



※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	38	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000	38,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日

(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

## 平成22年 7 月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数 (個)	24	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	24,000	24,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年 7 月 1 日 至 平成29年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額 1 株当たり1,749円と行使時の払込金額 1 株当たり 1 円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額 1 株当たり1,749円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年 6 月29日 定時株主総会決議及び平成22年 7 月26日 取締役会決議」による新株予約権についての (注) 2. に記載のとおりであります。

平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	435	435
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435,000	435,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,190	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年9月1日 至 平成29年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,190 資本組入額 1,095	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日

(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。



## 平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	26	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,000	26,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	435	435
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435,000	435,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,254	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,254 資本組入額 1,127	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年3月31日	—	549,443	—	85,424	—	108,888
平成21年3月31日 (注) 1	△9,300	540,143	—	85,424	—	108,888
平成22年3月31日	—	540,143	—	85,424	—	108,888
平成23年3月31日	—	540,143	—	85,424	—	108,888
平成24年3月31日 (注) 2	△13,931	526,212	—	85,424	—	108,888

(注) 1. 自己株式の消却 (平成20年9月10日 9,300千株)

2. 自己株式の消却 (平成23年5月20日 13,931千株)

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	254	48	825	497	26	50,296	51,946	—
所有株式数 (単元)	—	1,541,046	188,980	212,281	2,509,760	211	804,226	5,256,504	562,101
所有株式数 の割合 (%)	—	29.32	3.59	4.04	47.75	0.00	15.30	100.00	—

(注) 1. 自己株式3,845,982株は、「個人その他」に38,459単元及び「単元未満株式の状況」に82株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、57単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	32,332	6.14
ノーザン トラスト カンパニー (エイブ イエフシー) サブ アカウント アメリカ ン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK  (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	23,076	4.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	21,492	4.08
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	18,844	3.58
メロン バンク エヌエー アズ エージェ ント フォー イッツ クライアント メロ ン オムニバスユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108  (東京都中央区月島4丁目16-13)	13,585	2.58
ノーザン トラスト カンパニー エイブ イエフシー リ ユーエス タックス エ グゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK  (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,346	2.34
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,021	2.28
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	10,442	1.98
花王グループ従業員持株会	東京都中央区日本橋茅場町1丁目14-10号	8,815	1.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレー ト銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	8,618	1.63
計	—	161,575	30.70

- (注) 1. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。  
2. アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーから、平成24年1月19日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年1月13日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー	27,272	5.18

3. シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成24年3月22日付で大量保有報告書の提出があり、平成24年3月19日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	26,393	5.02

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,845,900	—	普通株式の内容は、上記 (1)株式の総数等②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他) (注)	普通株式 521,804,500	5,218,045	同上
単元未満株式	普通株式 562,101	—	同上
発行済株式総数	526,212,501	—	—
総株主の議決権	—	5,218,045	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,845,900	—	3,845,900	0.73
計	—	3,845,900	—	3,845,900	0.73

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成16年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議)

旧商法に基づき、当社及び関係会社の取締役並びに使用人に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月29日開催の第98期定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社使用人 89名 関係会社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,163,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,695円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。
2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、当社第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、既に発行されている転換社債の転換及び単元未満株式の売り渡し請求に基づく自己株式の譲渡の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(平成17年6月29日定時株主総会決議及び取締役会決議)

旧商法に基づき、当社及び関係会社の取締役並びに使用人に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月29日開催の第99期定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社使用人 90名 関係会社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,167,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,685円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、平成13年6月28日開催の当社第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、既に発行されている転換社債の転換、単元未満株式の売り渡し請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による当社の所有する自己株式の移転の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。



(平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	26,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 79名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	437,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	3,211円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	25,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	14,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月28日、平成19年7月24日及び平成19年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 78名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	3,446円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の第102期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月27日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	447,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	3,100円 (注) 2
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年6月26日開催の第103期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月26日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,355円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。



(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	38,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年6月29日開催の第104期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,190円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	26,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 子会社取締役及び使用人 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	2,254円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第8号に該当する普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成23年9月21日) での決議状況 (取得日 平成23年9月21日)	300,414	買取単価に買取対象株式数を乗じた金額 (注)
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	300,414	619,153,254
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式 (注)	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 買取単価とは、買取日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4,125	8,569,687
当期間における取得自己株式 (注)	752	1,607,874

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (注)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	13,931,200	32,459,696,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
(ストックオプションの権利行使)	33,000	76,093,000	3,000	6,348,000
(単元未満株式の売り渡し)	1,655	3,418,834	46	98,052
保有自己株式数	3,845,982	—	3,843,688	—

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成24年6月1日から本有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使並びに単元未満株式の売り渡し及び買い取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、利益ある成長を達成するため、中長期の経営視点から、設備投資や買収を行うための内部留保を確保し、配当については、安定的かつ継続的に行うことを重視しております。また、資本効率の向上を勘案した自己株式の取得・消却についても弾力的に考えていきます。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金は、当期純利益が前事業年度を上回ったこともあり、前事業年度に比べ2円増配の1株当たり31円となりました。

この結果、年間配当金は中間配当金と合わせて前事業年度に比べ2円増配の1株当たり60円、連結での配当性向は59.7%となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、定款に「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。なお、平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会において、定款一部変更の件を決議いたしました。詳細につきましては、156ページ「第6 提出会社の株式事務の概要」をご参照ください。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
平成23年10月25日 取締役会決議	15,148	29
平成24年6月28日 第106期定時株主総会決議	16,193	31

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高 (円)	3,530	3,250	2,430	2,432	2,295
最低 (円)	2,770	1,746	1,801	1,830	1,950

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります（以下も同様であります。）。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高 (円)	2,186	2,121	2,104	2,147	2,097	2,190
最低 (円)	2,002	1,992	1,953	1,971	1,976	2,069

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 取締役会会長		尾崎 元規	昭和24年6月6日生	昭和47年4月 当社入社 平成12年4月 当社化粧品事業本部長 平成14年4月 当社ハウスホールド事業本部長 平成14年6月 当社取締役執行役員 平成16年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年6月 当社取締役取締役会会長（現任）	※1	38,900
代表取締役 社長執行役員		澤田 道隆	昭和30年12月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成15年7月 当社サニタリー研究所長 平成18年6月 当社研究開発部門 副統括 当社執行役員 平成19年4月 当社ヒューマンヘルスケア研究センター長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	※1	10,400
代表取締役 専務執行役員	コンシューマー プロダクツ 統括、コーポ レートコミュ ニケーション 部門担当、花 王プロフェッ ショナル・サ ービス(株)担当	神田 博至	昭和24年5月2日生	昭和48年4月 当社入社 平成14年2月 当社サニタリー事業本部長 平成14年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役執行役員 平成18年6月 当社MK開発部門統括 花王プロフェッショナル・サービス(株) 担当（現任） 当社取締役常務執行役員 当社家庭品事業部門 担当 平成19年4月 当社コンシューマープロダクツ 担当 平成20年6月 当社代表取締役常務執行役員 平成21年3月 当社ビューティケア事業ユニット長 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任） 平成23年3月 当社コンシューマープロダクツ統括 （現任） 平成24年6月 当社コーポレートコミュニケーション 部門 担当（現任）	※1	36,800
代表取締役 専務執行役員	花王カスタ マーマーケ ティング(株)代表取 締役 社長執 行役員	高橋 辰夫	昭和27年1月1日生	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 花王販売(株)近畿支社長 平成15年6月 当社理事 平成16年5月 花王販売(株)代表取締役専務執行役員 平成16年6月 当社執行役員 平成18年1月 花王販売(株)代表取締役社長執行役員 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年4月 花王カスタマーマーケティング(株)代表 取締役社長執行役員（現任） 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成24年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	※1	14,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	人材開発部門 統括、経営戦 略室統括、法 務・コンプラ イアンス部門 担当、花王グ ループ企業年 金基金 理事 長、花王健康 保険組合 理 事長	西藤 俊秀	昭和27年7月16日生	昭和51年4月 当社入社 平成15年3月 当社化学品事業本部 副本部長 平成15年6月 当社理事 平成16年6月 Pilipinas Kao, Incorporated取締役会 長 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. 取 締役会長 Kao Chemicals Europe, S.L. 取締役会長 当社取締役執行役員 当社化学品事業本部長 平成19年4月 当社ケミカル事業ユニット長 平成22年6月 Kao Brands Company (現 Kao USA Inc.) 取締役会長 (現任) 当社経営戦略室統括 (現任) 平成23年3月 当社人材開発部門統括 (現任) 花王グループ企業年金基金 理事長 (現任) 花王健康保険組合 理事長 (現任) 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 当社法務・コンプライアンス部門 担 当 (現任)	※1	31,600
取締役 常務執行役員	会計財務部門 担当、購買部 門統括、情報 システム部門 担当、EVA 推進担当	橋本 健	昭和26年9月7日生	昭和49年4月 当社入社 平成11年11月 当社化成品事業部長 平成16年6月 当社理事、機能材料事業部長 平成18年3月 当社購買部門統括 (現任) 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 当社会計財務部門 担当、情報システ ム部門 担当、EVA推進 担当 (現 任)	※1	15,000
取締役 常務執行役員	生産技術部門 統括、ケミカ ル事業ユニッ ト担当、環 境・安全推進 本部長、ロジ スティクス部 門担当、TC R担当	三井 久夫	昭和28年2月20日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年7月 当社化粧品生産センター長、東京工場 長 平成18年3月 当社ハウスホールド・KPS生産セン ター長 当社和歌山工場長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社ファブリック&ホームケアSCM センター長 平成20年6月 当社生産技術部門 副統括 (ファブリ ック&ホームケア・ケミカルSCM 担当) 平成22年3月 当社生産技術部門副統括 平成22年6月 当社取締役執行役員 平成23年3月 当社SCM戦略企画室長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) 当社生産技術部門統括 (現任) 当社ケミカル事業ユニット 担当、環 境・安全推進本部長、ロジスティクス 部門 担当、TCR 担当 (現任)	※1	10,900



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		池田 輝彦	昭和21年12月5日生	昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成8年6月 同行取締役支店部長 平成10年4月 同行常務取締役 平成13年5月 同行専務取締役 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取 平成16年6月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長 平成20年6月 同社取締役会長 平成22年6月 同社顧問(現任) 当社取締役(現任)	※1	—
取締役		大歳 卓麻	昭和23年10月17日生	昭和46年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成6年3月 同社取締役 平成9年3月 同社常務取締役 平成11年12月 同社取締役社長 平成20年4月 同社取締役社長執行役員兼会長 平成21年1月 同社会長 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成24年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問(現任)	※1	1,800
取締役		門永 宗之助	昭和27年8月5日生	昭和51年4月 千代田化工建設株式会社入社 昭和61年8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド・ジャパン入社 平成21年7月 イントリンジクス (Intrinsics) 代表(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	※1	10,000
常勤監査役		須永 正純	昭和27年1月5日生	昭和50年4月 当社入社 平成15年2月 ニベア花王㈱代表取締役副社長 平成19年7月 同社代表取締役社長 平成21年3月 当社社長室部長 平成21年6月 当社常勤監査役(現任)	※2	3,900
常勤監査役		石毛 孝幸	昭和30年1月1日生	昭和53年4月 当社入社 平成15年1月 当社経営監査室部長(海外担当) 平成18年9月 当社経営監査室長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	※3	7,200
監査役		大江 忠	昭和19年5月20日生	昭和44年4月 弁護士登録 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成19年5月 大江忠・田中豊法律事務所を開設し、現在に至る 平成22年4月 青山学院大学法科大学院教授(現任)	※4	11,800
監査役		鈴木 輝夫	昭和24年10月21日生	昭和53年8月 公認会計士登録 平成23年9月 有限責任あずさ監査法人シニアパートナー 平成24年6月 当社監査役(現任)	※5	—
計						192,300

(注) 1. 取締役 池田 輝彦、同 大歳 卓麻、同 門永 宗之助の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 大江 忠、同 鈴木 輝夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役及び監査役の任期は、次のとおりであります。
- ※1 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
  - ※2 平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
  - ※3 平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
  - ※4 平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
  - ※5 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に基づき、補欠の社外監査役1名を選任しております。補欠の社外監査役の略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
伊東 敏	昭和17年7月25日生	昭和45年12月 公認会計士登録 平成13年8月 伊東公認会計士事務所を開設し、現在に至る 平成16年6月 当社社外監査役就任 平成20年6月 当社社外監査役退任	2,000

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は28名で、内6名は取締役を兼務しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業価値の継続的な増大をめざして、効率が高く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制及び内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

#### ①企業統治の体制

##### イ. 企業統治の体制の概要

当社では、社外取締役を含む取締役会と監査役会という枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。平成24年6月の定時株主総会終結後の当社の経営体制は、従来から検討してきましたコーポレートガバナンスの改革として、社外取締役の増員、取締役人員の減少、執行役員体制の強化を行ったことにより、社外取締役3名を含む取締役10名、社外監査役2名を含む監査役4名、専任の役付執行役員4名を含む執行役員28名となりました。取締役会の議長として、代表取締役及び執行役員を兼務しない取締役会会長を選任し、また、取締役の任期を2年から1年に短縮することで更なるガバナンス体制の向上を図っていきます。なお、全社外取締役及び全社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保っています。

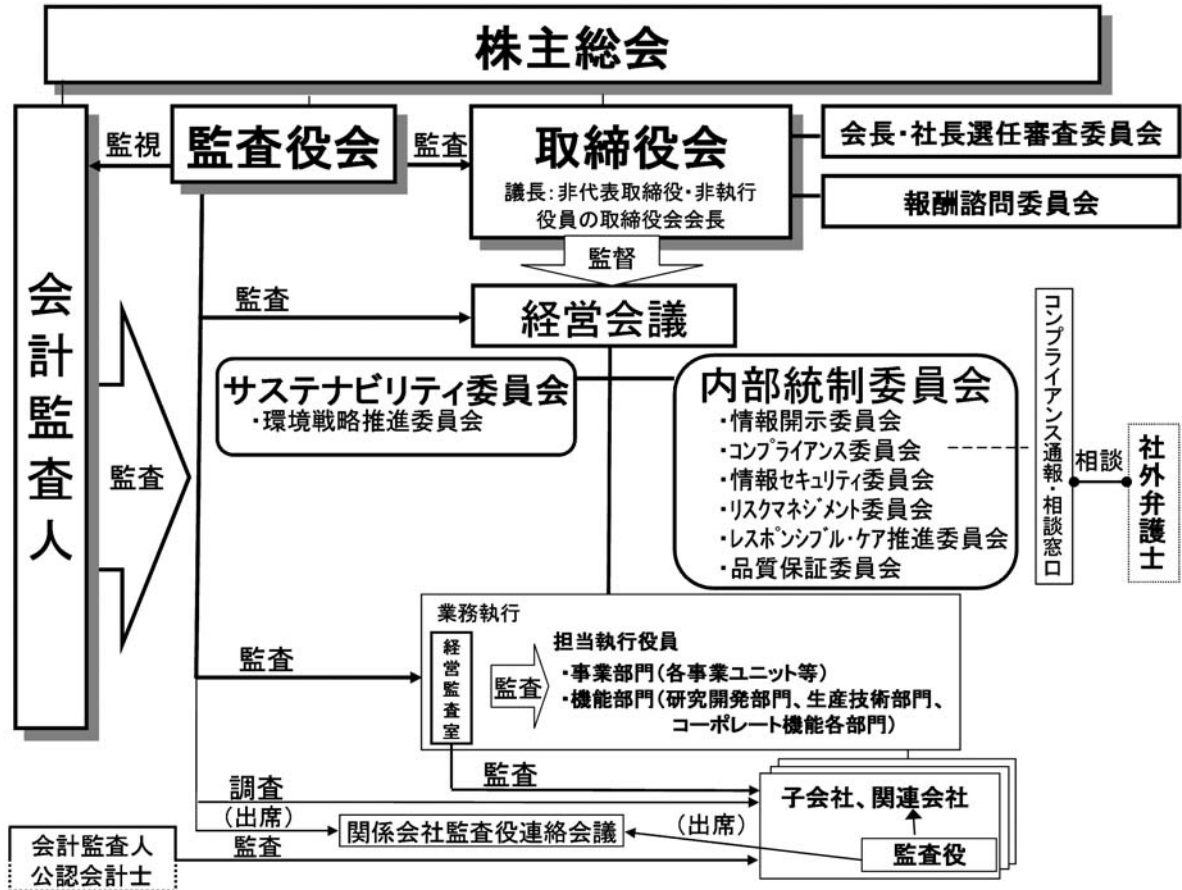
当事業年度において開催された取締役会は臨時取締役会を含めて14回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は92.8%、社外監査役の平均出席率は92.8%となっております。社外取締役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、毎回取締役会の開催前に、取締役会の事務局より十分な説明が行われております。委員会設置会社における報酬委員会及び指名委員会と同様の機能を果たすものとして、報酬諮問委員会及び会長・社長選任審査委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、全代表取締役、取締役会会長（平成24年6月の定時株主総会終結後の取締役会において選任されております）及び全社外取締役により構成され、代表取締役が、取締役及び執行役員の報酬制度や水準について意見を求めるもので、少なくとも年1回の役員報酬改定時期に開催しております。会長・社長選任審査委員会は、全社外取締役及び全社外監査役だけで構成し、会長と社長の選任及び再任の際に、その適正さにつき、事前に同委員会の審査を経て、取締役会に意見具申をするものです。

実際に、平成24年5月には、全委員の出席による報酬諮問委員会が開催され、取締役及び執行役員に対する現行の報酬制度と報酬水準について妥当であるとの審査評価を受けており、その旨が平成24年6月に開催された取締役会にて報告されております。また、平成24年6月の定時株主総会における取締役改選後の会長・社長選任に際しては、それに先立ち全委員が出席し会長・社長選任審査委員会が開催され、取締役会に候補者の適正性に問題はない旨の意見が出されております。

##### ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社においては、上記のように諸施策を実施することで、絶えずガバナンス体制の向上を図ってきました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由がなく、上記諸施策による監査役設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりであります。



(注) 当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ハ. その他の企業統治に関する事項

##### ○内部統制システムの整備の状況

当社は、経営会議の一運営形態として、内部統制の基本方針や運用計画の審議・決定、関連委員会活動状況のモニタリング、内部統制活動の有効性の確認などを行う内部統制委員会（委員長：代表取締役社長執行役員）を設置しております。なお、内部統制委員会の下に以下の関連委員会を配備しております。

- ・情報開示委員会
- ・コンプライアンス委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・リスクマネジメント委員会
- ・レスポンシブル・ケア推進委員会
- ・品質保証委員会

##### ○リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、事業活動全般にわたり生じ得るさまざまなリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討を行い、必要に応じて取締役会または経営会議において審議を行っております。業務運営上のリスクについては、「花王リスクマネジメントポリシー」に基づいて管理しております。また、リスクマネジメントを担当する取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会において、全社横断的なリスク管理の推進と、災害その他の危機発生時の対応策を整備しています。なお、重大な危機が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を本部長とする対策本部を設置して対応を行います。

#### ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

## ②内部監査及び監査役監査の状況

### イ. 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、経営監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査し、監査結果は、代表取締役社長執行役員、業務担当執行役員及び監査役に報告しております。現在スタッフは国内外のグループ会社を含め37名ですが、それ以外に配置している環境安全、品質保証、輸出管理などに関する専門監査スタッフなどと連携をとっております。また、一部の重要な関係会社については、会社法に基づく、または、任意に会計監査を監査法人にお願いしております。

当社の監査役は4名で、2名が社外監査役、残る2名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度において開催された監査役会は7回であり、当事業年度末における監査役の出席率は96.4%です。監査役会及び監査役に専任のスタッフは配置されておきませんが、経営監査室、法務・コンプライアンス部門、会計財務部門などの機能部門が部分的にスタッフ業務を務めております。監査役の監査活動は、重要会議への出席、工場・研究所などの往査、事業部門・機能部門のヒアリング、国内外の子会社調査、代表取締役との意見交換会、国内関係会社監査役連絡会議（半期毎に開催し、当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする。）などを定例化して実施しています。

なお、常勤監査役石毛孝幸氏は、長年当社の経理業務を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役鈴木輝夫氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

### ロ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領と協議を行っております。また、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性及び効率性の向上をめざしています。

内部統制委員会は、内部統制システムの構築・運用の方針や具体策を定め、内部監査部門がその実施状況について監査を実施し、各部門や子会社が必要な改善を行い、監査役監査や会計監査において内部統制システムの構築・運用状況が妥当であることを確認しております。

## ③社外取締役及び社外監査役の状況

### イ. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役池田輝彦氏は、みずほ信託銀行株式会社及び株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行に携わっていましたが、平成22年6月以降、両社を含むみずほフィナンシャルグループ会社の業務執行には携わっておりません。みずほ信託銀行株式会社と当社との間には、企業年金に関する業務委託の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。

社外取締役大歳卓麻氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の業務執行に携わっていましたが、平成21年1月以降、同社を含むIBMグループ会社の業務執行には携わっておりません。日本アイ・ビー・エム株式会社と当社との間には、情報システムに関する業務委託等の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。

社外監査役鈴木輝夫氏は、有限責任あずさ監査法人の業務執行に携わっていましたが、本年6月26日付で同監査法人を退職しております。同監査法人と当社との間には、同監査法人主催のセミナー受講の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同監査法人の業務収入それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。

上記以外にいずれの社外取締役、社外監査役とも当社との間には特別な利害関係はありません。

### ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、経営者や経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェック機能を担っていただいております。

社外監査役には、弁護士や公認会計士としての高い専門性と豊富な経験・知識に基づく視点を監査に生かしていただくことを期待しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、株式会社東京証券取引所が、2009年12月30日施行の「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正により、上場会社に対して、1名以上の独立役員を確保すること及び独立役員に関する事項を記載した届出書の提出を求めることとしたことに対応し、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役が会社から独立していることの重要性に鑑み、社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を重視しております。

なお、社外取締役池田輝彦、大歳卓麻及び門永宗之助の3氏並びに社外監査役大江 忠及び鈴木輝夫の両氏について、同基準に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

同基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

[http://www.kao.com/jp/corp\\_info/governance.html](http://www.kao.com/jp/corp_info/governance.html)

ニ. 社外取締役及び社外監査役の選任状況

	氏名	主な職業	選任の理由
社外取締役	池田輝彦	みずほ信託銀行株式会社顧問	金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	大歳卓麻	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問	グローバル企業であるIBMグループ会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	門永宗之助	イントリンジクス (Intrinsics) 代表	経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、選任しております。
社外監査役	大江 忠	弁護士	弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。
	鈴木輝夫	公認会計士	公認会計士としての高い専門性と、豊富な監査経験・知識に基づく視点を期待し、選任しております。

ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営監査室からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制委員会からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門並びに子会社の監査役及び内部監査部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

④役員報酬等

イ. 役員報酬等の内容

取締役 15名 383百万円（うち社外取締役：2名 14百万円）

監査役 5名 58百万円（うち社外監査役：2名 14百万円）

(注) 1. 上記の員数には、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人兼務部分に対する給与等相当額160百万円（賞与を含む。）は含まれておりません。

3. 取締役の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

(1) 当期に係る役員賞与として支給された額

取締役：13名 93百万円

(2) 平成23年7月25日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の額

取締役：13名 61百万円

4. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。

(1) 取締役の報酬等の限度額

①年額 630百万円（平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会決議）

社外取締役分の年額30百万円が含まれており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含みません。

②年額 200百万円（平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会決議）

上記①とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。

(2) 監査役の報酬等の限度額

年額 85百万円（昭和59年6月29日開催の第78期定時株主総会決議）

5. 社外役員の報酬等の総額のほか、社外役員が子会社等から受けた報酬等の総額は、次のとおりであります。

社外監査役1名が当社会社である花王カスタマーマーケティング㈱の社外監査役として受けた報酬 3百万円

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけることができる報酬制度であること、(2)企業価値の継続的な向上を進め、株主と利害を共有できる報酬制度であること、(3)報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高いものであること、を基本的な考え方としております。

取締役及び監査役の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する大手製造業を同格企業として、毎年ベンチマークを実施し、その報酬制度や支給水準について当社現行制度・水準と比較検証を行い、決定しております。

取締役の報酬は、月額固定報酬並びに短期インセンティブ報酬としての賞与及び長期インセンティブ報酬としてのストックオプション（株式報酬型）から構成され、兼務する執行役員の役位に応じて定めております。賞与支給額は、役位毎に年間標準予定報酬額の20%~35%程度としております。賞与支給額のうち、役位毎に業績連動部分を50%~100%に設定し、この業績連動部分はEVA（経済付加価値）と売上高・営業利益のそれぞれの目標達成状況に応じて0%~200%で変動することとしております。ストックオプションによる報酬額も、役位毎に年間標準予定報酬額の10%~20%程度としております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬及びストックオプションのみで構成しております。

監査役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

なお、取締役及び監査役について、退任慰労金の制度は、廃止しております。

取締役の報酬決定にあたっては、委員会設置会社における報酬委員会と同様の機能を果たすものとして、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、全代表取締役、取締役会会長及び全社外取締役により構成され、代表取締役が、取締役及び執行役員の報酬制度や年俸水準について意見を求め、審査評価を実施するもので、少なくとも年1回の役員報酬改定時期に開催しております。なお、その審査評価結果については、取締役会にて報告するものとしております。

#### ⑤会計監査の状況

当社は、当事業年度において、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は、法令等に従い、同一の業務執行社員が当社の会計監査に7年間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名  
指定有限責任社員 業務執行社員： 川上 豊、川島 繁雄
- ・監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士 14名、会計士補等 8名、その他 9名

#### ⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

#### ⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意にしておかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、上記にかかわらず、第107期事業年度（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）の中間配当の基準日は平成24年9月30日となります。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
86銘柄 5,940百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
㈱セブン&アイ・ホールディングス	533,636	1,132	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
㈱セブン銀行	5,000	837	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス㈱	265,270	589	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油㈱	1,364,343	472	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
㈱山形銀行	567,292	235	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
イオン㈱	237,752	229	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ㈱	338,207	132	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
住友化学㈱	309,000	128	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
㈱三井住友フィナンシャルグループ	47,933	123	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日本ゼオン㈱	130,000	99	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井物産㈱	56,792	84	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三京化成㈱	351,120	68	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
㈱みずほフィナンシャルグループ	479,960	66	当社グループの財務取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
レンゴー(株)	105,000	57	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
住友信託銀行(株)	113,672	48	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
ユニー(株)	53,022	40	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	39	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)フジクラ	90,955	36	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	36	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	33	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	30	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	25	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	22	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
ニチレキ(株)	52,807	21	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	20	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
高砂香料工業(株)	41,926	19	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	14	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)プラネット	24,000	14	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	14	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
東邦化学工業(株)	50,000	13	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持



当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	533,636	1,311	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)セブン銀行	5,000,000	895	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス(株)	265,270	602	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油(株)	1,364,343	526	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン(株)	244,302	265	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)山形銀行	567,292	222	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,933	130	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ(株)	338,207	115	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
住友化学(株)	309,000	108	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
日本ゼオン(株)	130,000	99	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	576,671	77	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
三井物産(株)	56,792	77	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三京化成(株)	351,120	68	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
レンゴー(株)	105,000	60	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
ユニー(株)	53,022	47	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株) (注)	169,371	44	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	42	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	38	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	35	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	30	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	29	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	26	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)フジクラ	90,955	25	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ニチレキ(株)	52,807	23	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	20	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)プラネット	24,000	18	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	17	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
高砂香料工業(株)	41,926	16	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	16	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
古林紙工(株)	96,000	15	当社グループの生産取引に係る協力関係維持

(注) 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は、平成23年4月1日に中央三井トラスト・ホールディングス(株)と住友信託銀行(株)の経営統合により、発足しました。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	124	8	126	21
連結子会社	106	—	92	—
計	231	8	219	21

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao Brands Company、Kao Specialties Americas LLC、KPSS-Kao Professional Salon Services GmbH、Kao Chemicals Europe, S.L.、Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao USA Inc.、Kao Specialties Americas LLC、Kao Germany GmbH、Kao Chemicals Europe, S.L.、Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

なお、当社は平成24年1月以降、グループ内の組織再編を実施しております。組織再編につきましては100ページ「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 追加情報」に記載しております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務であります。

(当連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務であります。

## 第5【経理の状況】

### 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーや参考図書によって理解を深め、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。また、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程、マニュアルを整備するとともに、所定の手続きにより作成された連結財務諸表等の内容について、内部統制委員会の中に情報開示委員会を設け、事前審査しております。

1 【連結財務諸表等】  
 (1) 【連結財務諸表】  
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	110,761	85,482
受取手形及び売掛金	※2 121,093	※2 142,881
有価証券	35,028	46,797
商品及び製品	73,189	82,393
仕掛品	9,994	11,670
原材料及び貯蔵品	26,153	26,643
前払費用	5,289	5,678
繰延税金資産	21,854	17,736
その他	14,549	14,781
貸倒引当金	△1,080	△1,115
流動資産合計	416,833	432,949
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	321,040	323,137
減価償却累計額	△239,490	△246,073
建物及び構築物（純額）	81,550	77,063
機械装置及び運搬具	617,071	612,446
減価償却累計額	△545,585	△544,171
機械装置及び運搬具（純額）	71,486	68,275
工具、器具及び備品	77,189	81,311
減価償却累計額	△65,660	△68,992
工具、器具及び備品（純額）	11,528	12,319
土地	62,872	64,796
リース資産	12,146	11,933
減価償却累計額	△3,181	△3,918
リース資産（純額）	8,965	8,015
建設仮勘定	8,321	10,109
有形固定資産合計	※2 244,724	240,578
無形固定資産		
のれん	179,225	165,613
商標権	71,176	53,583
その他	22,556	18,265
無形固定資産合計	272,958	237,462
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 12,128	※1 13,343
長期貸付金	1,757	1,742
長期前払費用	12,224	12,441
繰延税金資産	49,965	42,554
その他	12,427	※1 10,418
貸倒引当金	△220	△218
投資その他の資産合計	88,283	80,282
固定資産合計	605,966	558,323
資産合計	1,022,799	991,272

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	104,044	110,659
短期借入金	※2 6,776	※2 2,060
1年内償還予定の社債	50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	30,008	5
未払金	47,769	48,498
未払費用	68,413	73,538
未払法人税等	18,784	18,305
東日本大震災関連損失引当金	2,657	33
その他	19,740	21,809
流動負債合計	348,195	274,909
固定負債		
社債	49,998	49,999
長期借入金	20,047	50,049
退職給付引当金	42,316	45,025
その他	22,677	21,583
固定負債合計	135,039	166,658
負債合計	483,234	441,567
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	457,917	447,619
自己株式	△40,976	△9,064
株主資本合計	611,926	633,540
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,860	2,282
繰延ヘッジ損益	△2	△2
為替換算調整勘定	△84,429	△96,093
在外子会社の退職給付債務調整額	△460	△1,696
その他の包括利益累計額合計	△83,032	△95,510
新株予約権	1,143	1,237
少数株主持分	9,526	10,437
純資産合計	539,564	549,704
負債純資産合計	1,022,799	991,272

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	1,186,831	1,216,095
売上原価	498,969	525,011
売上総利益	687,861	691,084
販売費及び一般管理費	※1, ※2 583,269	※1, ※2 582,494
営業利益	104,591	108,590
営業外収益		
受取利息	829	908
受取配当金	160	159
持分法による投資利益	973	1,657
その他	3,194	2,588
営業外収益合計	5,157	5,314
営業外費用		
支払利息	3,342	2,203
為替差損	2,233	621
その他	836	1,053
営業外費用合計	6,412	3,878
経常利益	103,336	110,026
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,043	※3 178
受取保険金	—	38
投資有価証券売却益	186	—
その他	118	56
特別利益合計	1,348	273
特別損失		
固定資産除売却損	※4 2,377	※4 2,380
東日本大震災関連損失	4,129	2,027
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,633	—
その他	525	633
特別損失合計	8,665	5,042
税金等調整前当期純利益	96,018	105,258
法人税、住民税及び事業税	38,995	38,652
法人税等調整額	9,182	12,120
法人税等合計	48,177	50,772
少数株主損益調整前当期純利益	47,841	54,485
少数株主利益	1,103	2,050
当期純利益	46,737	52,434

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	47,841	54,485
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△480	486
為替換算調整勘定	△21,865	△12,169
持分法適用会社に対する持分相当額	77	△171
在外子会社の退職給付債務調整額	△14	△1,236
その他の包括利益合計	△22,282	※1 △13,090
包括利益	25,558	41,395
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,852	39,956
少数株主に係る包括利益	705	1,439

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	85,424	85,424
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	85,424	85,424
資本剰余金		
当期首残高	109,561	109,561
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	109,561	109,561
利益剰余金		
当期首残高	442,272	457,917
当期変動額		
剰余金の配当	△31,089	△30,272
当期純利益	46,737	52,434
自己株式の処分	△2	△0
自己株式の消却	—	△32,459
当期変動額合計	15,645	△10,298
当期末残高	457,917	447,619
自己株式		
当期首残高	△10,977	△40,976
当期変動額		
自己株式の取得	△30,093	△627
自己株式の処分	94	80
自己株式の消却	—	32,459
当期変動額合計	△29,998	31,912
当期末残高	△40,976	△9,064
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	626,280	611,926
当期変動額		
剰余金の配当	△31,089	△30,272
当期純利益	46,737	52,434
自己株式の取得	△30,093	△627
自己株式の処分	91	79
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	△14,353	21,614
当期末残高	611,926	633,540



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,291	1,860
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△431	421
当期変動額合計	△431	421
当期末残高	1,860	2,282
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△0	△2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	△0
当期変動額合計	△2	△0
当期末残高	△2	△2
為替換算調整勘定		
当期首残高	△62,992	△84,429
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△21,436	△11,663
当期変動額合計	△21,436	△11,663
当期末残高	△84,429	△96,093
在外子会社の退職給付債務調整額		
当期首残高	△445	△460
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14	△1,236
当期変動額合計	△14	△1,236
当期末残高	△460	△1,696
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△61,146	△83,032
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△21,885	△12,478
当期変動額合計	△21,885	△12,478
当期末残高	△83,032	△95,510
新株予約権		
当期首残高	1,022	1,143
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	121	94
当期変動額合計	121	94
当期末残高	1,143	1,237
少数株主持分		
当期首残高	9,139	9,526
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	387	910
当期変動額合計	387	910
当期末残高	9,526	10,437

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	575,294	539,564
当期変動額		
剰余金の配当	△31,089	△30,272
当期純利益	46,737	52,434
自己株式の取得	△30,093	△627
自己株式の処分	91	79
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△21,376	△11,473
当期変動額合計	△35,729	10,140
当期末残高	539,564	549,704

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	96,018	105,258
減価償却費	81,380	79,797
固定資産除売却損益 (△は益)	1,334	2,202
受取利息及び受取配当金	△989	△1,068
支払利息	3,342	2,203
為替差損益 (△は益)	455	158
持分法による投資損益 (△は益)	△973	△1,657
売上債権の増減額 (△は増加)	△642	△26,513
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,565	△14,936
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△72	905
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,793	8,997
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,595	3,055
その他	8,246	4,936
小計	192,923	163,339
利息及び配当金の受取額	2,595	2,479
利息の支払額	△3,332	△2,447
法人税等の支払額	△40,888	△38,338
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>151,298</b>	<b>125,032</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△27,725	△41,683
有形固定資産の売却による収入	2,409	745
無形固定資産の取得による支出	△4,001	△3,374
長期前払費用の取得による支出	△4,252	△5,030
投資有価証券の取得による支出	△22	△20
投資有価証券の売却及び償還による収入	593	1
短期貸付金の増減額 (△は増加)	90	537
長期貸付けによる支出	△1,642	△1,497
デリバティブ解約による収入	4,297	—
その他	△1,525	1,370
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△31,777</b>	<b>△48,951</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11	△4,610
長期借入れによる収入	17	50,013
長期借入金の返済による支出	△24,959	△50,011
社債の償還による支出	—	△50,000
自己株式の取得による支出	△30,093	△9
配当金の支払額	△31,115	△30,306
少数株主への配当金の支払額	△311	△469
その他	△872	△768
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△87,323</b>	<b>△86,163</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△6,400	△3,323
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	25,797	△13,406
現金及び現金同等物の期首残高	117,180	143,143
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	166	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 143,143	※1 129,736

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……100社（新規1社、除外1社）

（新規）・当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めた1社  
花王（合肥）有限公司

（除外）・当連結会計年度において事業再編により吸収合併されたため連結の範囲から除外した1社  
㈱プライベート

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。

非連結子会社……16社

会社名：花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、㈱KCロジスティクス、花王フィールドマーケティング  
㈱、その他12社（内、持分法適用非連結子会社12社）

なお、非連結子会社16社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社……16社（新規2社、除外0社）

会社名：花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、㈱KCロジスティクス、花王フィールドマーケティング  
㈱、その他12社

（新規）・当連結会計年度において新たに設立したため持分法適用に含めた2社  
胡芦島錦星鑄造材料有限公司、Kanebo Cosmetics Malaysia Sdn. Bhd.

持分法非適用非連結子会社……0社

持分法適用関連会社……7社

会社名：昭和興産㈱、ニベア花王㈱、その他5社

持分法非適用関連会社……2社

会社名：Kao Trading (Malaysia) Sdn. Bhd.、Chia Lih Pau Chemical Co., Ltd.

なお、持分法を適用していない関連会社2社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、花王カスタマーマーケティング㈱、愛媛サニタリープロダクツ㈱、花王クエーカー㈱、花王プロフェッショナル・サービス㈱、㈱カネボウ化粧品及びその国内子会社6社、合計10社以外の子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりません。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物………21～35年

機械及び装置…7年、9年

また、経済的陳腐化が予測されるものについては、経済的耐用年数を見積り、計画的かつ規則的に償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
のれん……………15年、20年  
特許権……………8年  
商標権……………10年  
自社利用のソフトウェア…5年

- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

当社及び主要な連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

③ 東日本大震災関連損失引当金

東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建貸付金及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建貸付金
金利スワップ	借入金及び社債

③ ヘッジ方針

主として当社内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

なお、主要なリスクである海外関係会社への外貨建貸付金の為替相場変動リスクに関しては、原則として貸付金の50%以上をヘッジする方針であります。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(欧米ビューティケア事業の組織再編)

当社は、欧米各国で展開する複数のビューティケア事業のマネジメントを統合し、一体的な運営を行うため平成24年1月より順次グループ内の組織再編を実施しております。なお、アジアにおける欧米ビューティケア事業の関係会社も含まれております。

これによる平成24年3月31日現在の主な対象となる法人及び社名の変更は、以下のとおりであります。

国名	組織再編前	組織再編後
米国	Kao Brands Company KPSS, Inc. KMS Global Marketing LLC	Kao USA Inc.
カナダ	Kao Brands Canada Inc. KPSS Canada Ltd.	Kao Canada Inc.
ドイツ	KPSS - Kao Professional Salon Services GmbH	Kao Germany GmbH
英国	Kao Brands Europe Limited	Kao (UK) Limited
スイス	KPSS AG	Kao Switzerland AG
オランダ	KPSS Nederland B.V.	Kao Netherlands B.V.
シンガポール	Kao (Singapore) Private Limited KPSS Pte. Ltd.	Kao Singapore Private Limited

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	5,105百万円	5,827百万円
投資その他の資産「その他」(出資金)	—	518

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
売掛金	202百万円	188百万円
有形固定資産	696	—
計	898	188

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	69百万円	98百万円

### 3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
European Distribution Service GmbH	858百万円	European Distribution Service GmbH	619百万円
従業員等	247	従業員等	199
計	1,105	計	818

### 4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形割引高	191百万円	128百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
荷造及び発送費	66,923百万円	68,388百万円
広告宣伝費	81,081	82,209
販売促進費	64,655	62,979
給料手当及び賞与	124,347	121,786
研究開発費	45,516	48,171

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	45,516百万円	48,171百万円

なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地	836百万円	55百万円
建物及び構築物	135	69
その他	71	53
計	1,043	178

※4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械装置及び運搬具	1,040百万円	1,059百万円
建物及び構築物	965	754
その他	371	566
計	2,377	2,380

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	516百万円
組替調整額	11
税効果調整前	528
税効果額	△41
その他有価証券評価差額金	486

為替換算調整勘定:

当期発生額	△12,169
-------	---------

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	△171
-------	------

在外子会社の退職給付債務調整額:

当期発生額	△2,049
組替調整額	86
税効果調整前	△1,962
税効果額	726

在外子会社の退職給付債務調整額	△1,236
-----------------	--------

その他の包括利益合計	△13,090
------------	---------



## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	540,143	—	—	540,143
合計	540,143	—	—	540,143
自己株式				
普通株式(注)	4,122	13,974	33	18,063
合計	4,122	13,974	33	18,063

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加13,974千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加13,931千株及び単元未満株式の買い取りによる増加43千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少33千株は、ストックオプションの行使による減少30千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少3千株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—	—	—	—	1,143
合計			—	—	—	—	1,143

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 第104期定時株主総会	普通株式	15,544	29	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月26日 取締役会	普通株式	15,544	29	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成22年6月29日開催の第104期定時株主総会については、15,560百万円であり、平成22年10月26日開催の取締役会については、15,561百万円であります

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 第105期定時株主総会	普通株式	15,156	利益剰余金	29	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	540,143	—	13,931	526,212
合 計	540,143	—	13,931	526,212
自己株式				
普通株式 (注)	18,063	304	13,965	4,402
合 計	18,063	304	13,965	4,402

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加304千株は、取締役会決議に基づく所在不明株主の株式買い取りによる増加300千株及び単元未満株式の買い取りによる増加4千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少13,965千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少13,931千株、ストックオプションの行使による減少33千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—				1,237
合 計			—				1,237

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 第105期定時株主総会	普通株式	15,140	29	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月25日 取締役会	普通株式	15,132	29	平成23年9月30日	平成23年12月1日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会については、15,156百万円であり、平成23年10月25日開催の取締役会については、15,148百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 第106期定時株主総会	普通株式	16,193	利益剰余金	31	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	110,761百万円	85,482百万円
有価証券勘定	35,028	46,797
金銭の信託(流動資産その他)	2,000	2,000
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,570	△4,467
取得日から償還日までの期間が3か月を超える債券等	△1,075	△76
現金及び現金同等物	143,143	129,736

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、物流拠点における建物及び構築物であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	8,623	8,132
1年超	30,825	24,791
合計	39,449	32,923

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資本市場からの調達による方針であります。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパーや、MMF等の公社債投資信託など、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

長期貸付金は、一部の海外連結子会社の取引先、及び関係会社に対する貸付などであり、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、規程に従って保証や担保などを取得するとともに、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債はM&Aや設備投資に係る資金調達であります。借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップを利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、利用限度額、取引の範囲及び組織体制等を定めた社内規程にしたがっております。デリバティブの利用にあたっては、実需に基づいて投機的な取引を排除し、リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

また、営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	110,761	110,761	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	121,093 △989		
	120,103	120,103	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	40,856	40,856	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,757 △60		
	1,697	1,696	△0
資産計	273,418	273,418	△0
(1) 支払手形及び買掛金	104,044	104,044	—
(2) 短期借入金	6,776	6,776	—
(3) 1年内償還予定の社債	50,000	50,145	145
(4) 1年内返済予定の長期借入金	30,008	30,392	384
(5) 未払金	47,769	47,769	—
(6) 未払法人税等	18,784	18,784	—
(7) 社債	49,998	51,675	1,676
(8) 長期借入金	20,047	20,585	538
負債計	327,429	330,173	2,743
デリバティブ取引 (*3)	79	79	—

(\*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	85,482	85,482	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	142,881 △1,007		
	141,874	141,874	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	53,132	53,132	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,742 △32		
	1,710	1,731	20
資産計	282,200	282,221	20
(1) 支払手形及び買掛金	110,659	110,659	—
(2) 短期借入金	2,060	2,060	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	5	5	△0
(4) 未払金	48,498	48,498	—
(5) 未払法人税等	18,305	18,305	—
(6) 社債	49,999	51,040	1,041
(7) 長期借入金	50,049	50,050	1
負債計	279,577	280,619	1,042
デリバティブ取引 (*3)	(340)	(340)	—

(\*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパーや、MMF等の公社債投資信託など、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利のものについては短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。金利が固定されているものについては、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価については、金利が固定されているため、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 未払金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づいております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、金利が固定されているものについては、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
関係会社株式 非上場株式	5,105	5,827
その他有価証券 非上場株式	1,194	1,181

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	110,761	-	-	-
受取手形及び売掛金	121,093	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	5,000	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	5,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
(1) 債券 (国債・地方債等)	1,270	-	-	-
(2) 債券 (その他)	1,306	-	-	-
(3) その他	81	-	-	-
長期貸付金	-	1,742	15	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	85,482	-	-	-
受取手形及び売掛金	142,881	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	-	-	-	-
（2）社債	-	-	-	-
（3）その他	10,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
（1）債券（国債・地方債等）	-	-	-	-
（2）債券（その他）	147	-	-	-
（3）その他	-	-	-	-
長期貸付金	-	1,725	16	-

（注4）社債、長期借入金、及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	6,776	-	-	-
1年内償還予定の社債	50,000	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	30,008	-	-	-
社債	-	49,998	-	-
長期借入金	-	20,025	21	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	2,060	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	5	-	-	-
社債	-	49,999	-	-
長期借入金	-	50,032	17	-



(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	4,999	4,999	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	4,999	4,999	—
	小 計	9,999	9,999	—
合 計		9,999	9,999	—

当連結会計年度 (平成24年 3月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	9,998	9,998	—
	小 計	9,998	9,998	—
合 計		9,998	9,998	—

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	5,373	2,171	3,202
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	5,373	2,171	3,202
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	454	593	△139
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	1,270	1,270	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	1,306	1,306	—
	(3) その他	22,451	22,451	—
	小 計	25,483	25,622	△139
合 計		30,857	27,793	3,063

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,194百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	5,945	2,315	3,629
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	5,945	2,315	3,629
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	390	469	△79
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	147	147	—
	(3) その他	36,651	36,651	—
	小 計	37,188	37,268	△79
合 計		43,133	39,583	3,549

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,181百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	593	186	3
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	593	186	3

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	1	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1	—	—

### 4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について8百万円(その他有価証券の株式8百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について11百万円(その他有価証券の株式11百万円)減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成23年 3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	7,301	1,569	△51	△51
	ユーロ	3,341	—	138	138
	その他通貨	522	—	△28	△28
	買建				
	米ドル	1,010	330	△41	△41
	円	48	—	0	0
	英ポンド	805	—	35	35
その他通貨	233	—	26	26	
合 計		13,262	1,900	79	79

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成24年 3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	11,081	713	△283	△283
	その他通貨	2,733	—	△95	△95
	買建				
	米ドル	1,086	—	9	9
	円	81	—	1	1
	英ポンド	773	—	28	28
	その他通貨	3	—	0	0
	通貨オプション取引				
	売建 プット	464	—		
	英ポンド	(—)	—	△14	△14
	買建 コール	636	—		
	米ドル	(—)	—	12	12
ユーロ	(—)	—	2	2	
合 計		16,860	713	△340	△340

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等の欄の ( ) の金額は、通貨オプション取引のオプション料です。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

当連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度としてのキャッシュバランスプラン（市場金利連動型年金）、及び確定拠出年金制度を設けております。また、早期退職者に対して、自由定年支援金を支払う場合があります。その他、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付型制度のほか、確定拠出型制度等を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	△231,540	△239,031
ロ. 年金資産	189,042	196,235
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△42,497	△42,796
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	7,212	5,413
ホ. 未認識数理計算上の差異	8,223	2,009
ヘ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	△14,127	△9,537
ト. 連結貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	△41,188	△44,912
チ. 前払年金費用	1,127	113
リ. 退職給付引当金（ト-チ）	△42,316	△45,025

### 3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)
イ. 勤務費用	8,398	8,694
ロ. 利息費用	5,146	5,177
ハ. 期待運用収益	△4,422	△4,413
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	1,678	1,814
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 (注) 2	4,903	3,307
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△3,603	△3,261
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	12,101	11,319

前連結会計年度  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

- (注) 1. 上記退職給付費用以外に、当社及び一部の連結子会社において、確定拠出型及びその他の退職給付費用として2,358百万円を計上しております。
2. 一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用しております。

当連結会計年度  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

- (注) 1. 上記退職給付費用以外に、当社及び一部の連結子会社において、確定拠出型及びその他の退職給付費用として2,771百万円を計上しております。
2. 同左

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法  
期間定額基準

ロ. 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として 2.0%	主として 2.0%

ハ. 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として 2.0%	主として 2.0%

ニ. 過去勤務債務の額の処理年数

主として 15年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

主として 10年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生年度から費用処理しております。)

ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数

15年

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価の株式報酬費	10	11
販売費及び一般管理費の株式報酬費	204	186

2. 失効による利益計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	20	27

3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成16年 ストックオプション	平成17年 ストックオプション	平成18年 I ストックオプション	平成18年 II ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社使用人 89名 関係会社取締役 5名	当社取締役 13名 当社使用人 90名 関係会社取締役 5名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社取締役 14名
ストックオプションの数	普通株式1,163,000株 (注)	普通株式1,167,000株 (注)	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 26,000株 (注)
付与日	平成16年7月8日	平成17年7月8日	平成18年9月29日	平成18年9月29日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成18年7月1日 ～平成23年6月30日	平成19年7月1日 ～平成24年6月29日	平成20年7月1日 ～平成25年6月28日	平成20年7月1日 ～平成25年6月28日

	平成18年 III ストックオプション	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 79名 関係会社取締役 4名	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 14名 当社執行役員	当社使用人 78名 関係会社取締役 4名
ストックオプションの数	普通株式 437,000株 (注)	普通株式 25,000株 (注)	普通株式 14,000株 (注)	普通株式 430,000株 (注)
付与日	平成18年9月29日	平成19年8月31日	平成19年8月31日	平成19年8月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成20年7月1日 ～平成25年6月28日	平成21年7月1日 ～平成26年6月30日	平成21年7月1日 ～平成26年6月30日	平成21年9月1日 ～平成26年8月29日

	平成20年Ⅰ ストックオプション	平成20年Ⅱ ストックオプション	平成20年Ⅲ ストックオプション	平成21年Ⅰ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名	当社取締役 13名
ストックオプションの数	普通株式 24,000株 (注)	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 447,000株 (注)	普通株式 36,000株 (注)
付与日	平成20年8月29日	平成20年8月29日	平成20年8月29日	平成21年8月28日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日	平成22年9月1日 ～平成27年8月31日	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日

	平成21年Ⅱ ストックオプション	平成21年Ⅲ ストックオプション	平成22年Ⅰ ストックオプション	平成22年Ⅱ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名	当社取締役 14名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 24,000株 (注)	普通株式 430,000株 (注)	普通株式 38,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)
付与日	平成21年8月28日	平成21年8月28日	平成22年8月25日	平成22年8月25日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日	平成23年9月1日 ～平成28年8月31日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日

	平成22年Ⅲ ストックオプション	平成23年Ⅰ ストックオプション	平成23年Ⅱ ストックオプション	平成23年Ⅲ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 13名 当社執行役員	当社使用人 81名 当社子会社取締役 及び使用人 2名
ストックオプションの数	普通株式 435,000株 (注)	普通株式 36,000株 (注)	普通株式 26,000株 (注)	普通株式 435,000株 (注)
付与日	平成22年8月25日	平成23年8月25日	平成23年8月25日	平成23年8月25日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成24年9月1日 ～平成29年8月31日	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年9月1日 ～平成30年8月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。



## (2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストックオプションの数

	平成16年 ストックオプション	平成17年 ストックオプション	平成18年 I ストックオプション	平成18年 II ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	624,000	807,000	4,000	4,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	1,000	—
失効	624,000	69,000	—	—
未行使残	—	738,000	3,000	4,000

	平成18年 III ストックオプション	平成19年 I ストックオプション	平成19年 II ストックオプション	平成19年 III ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	372,000	6,000	6,000	391,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	1,000	—
失効	35,000	—	—	30,000
未行使残	337,000	6,000	5,000	361,000

	平成20年 I ストックオプション	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	13,000	7,000	442,000	36,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	5,000	1,000	—	16,000
失効	—	—	—	—
未行使残	8,000	6,000	442,000	20,000

	平成21年Ⅱ ストックオプション	平成21年Ⅲ ストックオプション	平成22年Ⅰ ストックオプション	平成22年Ⅱ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	24,000	430,000	38,000	24,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	9,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	15,000	430,000	38,000	24,000

	平成22年Ⅲ ストックオプション	平成23年Ⅰ ストックオプション	平成23年Ⅱ ストックオプション	平成23年Ⅲ ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	36,000	26,000	435,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	36,000	26,000	435,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	435,000	—	—	—
権利確定	—	36,000	26,000	435,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	435,000	36,000	26,000	435,000

② 単価情報

	平成16年 ストックオプション	平成17年 ストックオプション	平成18年Ⅰ ストックオプション	平成18年Ⅱ ストックオプション
権利行使価格 (円)	2,695	2,685	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	2,166	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	2,932	2,932

	平成18年Ⅲ ストックオプション	平成19年Ⅰ ストックオプション	平成19年Ⅱ ストックオプション	平成19年Ⅲ ストックオプション
権利行使価格 (円)	3,211	1	1	3,446
行使時平均株価 (円)	—	—	2,070	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	435	3,063	3,063	420

	平成20年 I ストックオプション	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	3,100	1
行使時平均株価 (円)	2,039	2,075	—	2,059
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,865	2,865	426	2,115

	平成21年 II ストックオプション	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	2,355	1	1
行使時平均株価 (円)	2,055	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,115	394	1,749	1,749

	平成22年 III ストックオプション	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション
権利行使価格 (円)	2,190	1	1	2,254
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	245	1,718	1,718	211

#### 4. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション
株価変動性 (注) 1	25.396%	25.396%	25.396%
予想残存期間 (注) 2	4.5年	4.5年	4.5年
予想配当 (注) 3	58円/株	58円/株	58円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.295%	0.295%	0.295%

(注) 1. 4年6か月(平成19年2月25日から平成23年8月25日まで)の週次株価終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成23年3月期中間及び平成23年3月期期末の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	21,552百万円	18,220百万円
退職給付引当金	16,362	16,322
未払費用	11,719	10,790
未払事業税	1,486	1,327
繰越欠損金	63,157	46,853
その他	15,980	13,282
繰延税金資産小計	130,258	106,798
評価性引当額	△40,269	△29,189
繰延税金資産合計	89,988	77,609
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,309	△1,288
留保利益	△5,893	△6,006
圧縮記帳積立金	△4,531	△3,884
前払年金費用	△1,041	△1,218
その他	△7,160	△6,421
繰延税金負債合計	△19,936	△18,818
繰延税金資産の純額	70,051	58,790

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.54%	40.54%
(調整)		
試験研究費等の法人税額特別控除	△2.68	△2.55
評価性引当額	9.44	△6.42
繰越欠損金の期限切れ	0.85	9.01
のれん償却費	4.89	4.59
その他	△2.86	△2.32
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	5.39
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.18	48.24

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.54%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,499百万円減少し、法人税等調整額が5,676百万円、その他有価証券評価差額金が176百万円、それぞれ増加しております。

また平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から繰越欠損金の繰越期間が7年から9年に延長されること、及び繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額が3,215百万円増加しております。

法人税率の変更及び繰越欠損金の繰越期間の延長、並びに繰越欠損金の控除限度額の影響額を合算すると法人税等調整額は2,461百万円の増加となります。

#### （資産除去債務関係）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

#### （賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業（総称して、コンシューマープロダクツ事業）及びケミカル事業の4つの事業ユニットを基本にして組織が構成されており、各事業ユニット単位で、日本及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「ビューティケア事業」、「ヒューマンヘルスケア事業」、「ファブリック&ホームケア事業」及び「ケミカル事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりであります。

報 告 セ グ メ ン ト		主 要 製 品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗剤
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	533,514	175,761	279,007	988,283	198,547	1,186,831	—	1,186,831
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	33,449	33,449	△33,449	—
計	533,514	175,761	279,007	988,283	231,996	1,220,280	△33,449	1,186,831
セグメント利益 (営業利益)	5,536	15,283	59,659	80,479	24,100	104,579	11	104,591
セグメント資産	547,092	87,126	124,560	758,780	186,704	945,484	77,315	1,022,799
その他の項目								
減価償却費(注2)	39,185	7,902	9,438	56,526	12,347	68,873	—	68,873
持分法適用会社への 投資額	1,602	935	1,019	3,557	1,483	5,041	—	5,041
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注3)	16,275	8,870	12,223	37,370	11,730	49,100	—	49,100

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額11百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額77,315百万円には、当社の金融資産81,192百万円及び報告セグメント間の債権の相殺  
消去等△3,877百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	537,937	181,758	285,644	1,005,340	210,754	1,216,095	—	1,216,095
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	36,880	36,880	△36,880	—
計	537,937	181,758	285,644	1,005,340	247,635	1,252,975	△36,880	1,216,095
セグメント利益 (営業利益)	15,411	14,630	55,543	85,585	23,001	108,587	3	108,590
セグメント資産	496,176	99,535	128,857	724,569	194,582	919,152	72,119	991,272
その他の項目								
減価償却費(注2)	37,765	7,926	9,794	55,485	11,648	67,134	—	67,134
持分法適用会社への 投資額	1,780	1,082	1,238	4,101	2,180	6,282	—	6,282
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注3)	13,105	11,520	12,218	36,844	10,333	47,178	—	47,178

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額3百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額72,119百万円には、当社の金融資産78,741百万円及び報告セグメント間の債権の相殺  
消去等△6,622百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。



【関連情報】

I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
874,771	131,473	83,082	97,504	1,186,831

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
190,877	29,956	8,123	15,767	244,724

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
887,099	138,820	87,289	102,885	1,216,095

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
190,318	29,496	6,979	13,784	240,578

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	62	32	48	143	209	352	—	352

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	192	89	137	419	1	421	—	421

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	12,506	—	—	12,506	—	12,506	—	12,506
当期末残高	179,225	—	—	179,225	—	179,225	—	179,225

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	12,663	—	—	12,663	—	12,663	—	12,663
当期末残高	165,613	—	—	165,613	—	165,613	—	165,613

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,013.05円	1株当たり純資産額	1,031.08円
1株当たり当期純利益	87.69円	1株当たり当期純利益	100.46円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	87.67円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	100.43円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	539,564	549,704
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	10,669	11,674
(うち新株予約権)	(1,143)	(1,237)
(うち少数株主持分)	(9,526)	(10,437)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	528,894	538,029
普通株式の発行済株式数 (千株)	540,143	526,212
普通株式の自己株式数 (千株)	18,063	4,402
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (千株)	522,079	521,810

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	46,737	52,434
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	46,737	52,434
期中平均株式数 (千株)	532,979	521,936
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	151	183
(うち新株予約権)	(151)	(183)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	平成16年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 624個) 普通株式 624千株	平成17年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 738個) 普通株式 738千株
	平成17年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 807個) 普通株式 807千株	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 337個) 普通株式 337千株
	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 372個) 普通株式 372千株	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 361個) 普通株式 361千株

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 391個) 普通株式 391千株	平成20年6月27日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 442個) 普通株式 442千株
	平成20年6月27日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 442個) 普通株式 442千株	平成21年6月26日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 430個) 普通株式 430千株
	平成21年6月26日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 430個) 普通株式 430千株	平成22年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株
	平成22年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株	平成23年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
花王株式会社	第1回無担保社債	平成18年8月11日	50,000	—	1.60	なし	平成23年6月20日
花王株式会社	第2回無担保社債	平成18年8月11日	49,998	49,999	1.91	なし	平成25年6月20日
合 計	—	—	99,998	49,999	—	—	—

(注) 連結決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	49,999	—	—	—

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,776	2,060	2.00	—
1年以内に返済予定の長期借入金	30,008	5	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	786	805	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	20,047	50,049	0.57	平成25～31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,405	6,516	—	平成25～37年
その他有利子負債				
流動負債「その他」（預り金）	5,057	6,526	0.44	—
固定負債「その他」（長期預り金）	6,059	6,008	0.13	—
合 計	76,141	71,971	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6	40,006	8	10,010
リース債務	787	1,110	775	713

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	294,939	614,885	934,804	1,216,095
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	28,356	55,855	92,497	105,258
四半期(当期)純利益金額(百万円)	15,183	30,742	49,376	52,434
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	29.08	58.89	94.59	100.46

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	29.08	29.80	35.71	5.86

②決算日後の状況

特記事項はありません。

③訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	60,163	36,832
売掛金	※2 54,127	※2 60,944
有価証券	19,028	39,905
商品及び製品	30,837	34,586
仕掛品	6,672	8,411
原材料及び貯蔵品	12,473	12,208
前払費用	※2 2,911	※2 3,171
繰延税金資産	8,746	6,890
関係会社短期貸付金	1,925	7,194
未収入金	※2 5,661	※2 6,343
その他	※2 4,420	※2 4,962
貸倒引当金	△1,730	△1,772
流動資産合計	205,237	219,678
固定資産		
有形固定資産		
建物	203,623	206,036
減価償却累計額	△154,305	△159,187
建物（純額）	※1 49,317	※1 46,849
構築物	61,632	63,489
減価償却累計額	△53,140	△54,716
構築物（純額）	※1 8,491	※1 8,772
機械及び装置	498,612	499,183
減価償却累計額	△458,417	△458,813
機械及び装置（純額）	※1 40,195	※1 40,369
車両運搬具	2,447	2,393
減価償却累計額	△2,207	△2,184
車両運搬具（純額）	240	209
工具、器具及び備品	54,355	57,184
減価償却累計額	△48,480	△50,280
工具、器具及び備品（純額）	5,874	※1 6,903
土地	43,441	46,282
リース資産	7,949	7,949
減価償却累計額	△2,080	△2,649
リース資産（純額）	5,868	5,299
建設仮勘定	6,135	6,282
有形固定資産合計	159,564	160,969
無形固定資産		
特許権	8,070	5,406
借地権	24	24
商標権	71,499	53,844
意匠権	1,280	612
ソフトウェア	9,891	10,354
その他	714	389
無形固定資産合計	91,480	70,631

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,627	5,940
関係会社株式	392,889	395,342
関係会社出資金	57,359	61,675
関係会社長期貸付金	902	1,302
長期前払費用	18	39
繰延税金資産	14,890	13,175
その他	4,707	4,840
投資その他の資産合計	476,394	482,317
固定資産合計	727,440	713,917
資産合計	932,678	933,596
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	※2 72,215	※2 73,784
1年内償還予定の社債	50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	30,000	—
リース債務	525	524
東日本大震災関連損失引当金	2,000	33
未払金	24,516	25,952
未払費用	39,431	44,477
未払法人税等	13,700	12,784
預り金	※2 71,303	※2 90,756
その他	3,063	3,153
流動負債合計	306,755	251,466
<b>固定負債</b>		
社債	49,998	49,999
長期借入金	20,000	50,000
リース債務	4,857	4,332
退職給付引当金	6,876	9,484
資産除去債務	2,755	2,646
その他	949	1,572
固定負債合計	85,437	118,034
負債合計	392,192	369,501



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金		
資本準備金	108,888	108,888
資本剰余金合計	108,888	108,888
利益剰余金		
利益準備金	14,116	14,116
その他利益剰余金		
特別償却準備金	28	62
圧縮記帳積立金	6,560	6,900
別途積立金	277,799	285,499
繰越利益剰余金	85,646	68,836
利益剰余金合計	384,151	375,415
自己株式	△40,794	△8,881
株主資本合計	537,670	560,847
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,671	2,010
評価・換算差額等合計	1,671	2,010
新株予約権	1,143	1,237
純資産合計	540,485	564,095
負債純資産合計	932,678	933,596

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	※1 716,313	※1 724,531
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	32,619	30,837
当期商品仕入高	58,991	61,917
当期製品製造原価	252,001	264,294
合計	343,612	357,049
他勘定振替高	※2 5,075	※2 4,011
商品及び製品期末たな卸高	30,837	34,586
商品及び製品売上原価	307,699	318,451
売上総利益	408,613	406,079
販売費及び一般管理費		
販売費	※3 243,467	※3 246,842
一般管理費	※3, ※4 82,321	※3, ※4 81,246
販売費及び一般管理費合計	325,789	328,088
営業利益	82,824	77,991
営業外収益		
受取利息	※1 104	※1 42
有価証券利息	31	10
受取配当金	※1 17,652	※1 15,558
為替差益	—	377
その他	※1 2,023	※1 1,658
営業外収益合計	19,812	17,646
営業外費用		
支払利息	※1 1,359	※1 1,111
社債利息	1,755	1,136
為替差損	986	—
その他	196	240
営業外費用合計	4,298	2,489
経常利益	98,338	93,148

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※5 862	※5 13
関係会社株式売却益	7,825	—
国庫補助金	—	14
新株予約権戻入益	20	27
受取保険金	—	38
その他	222	—
特別利益合計	8,931	93
特別損失		
固定資産除却損	※6 1,878	※6 1,748
関係会社出資金評価損	2,450	4,221
東日本大震災関連損失	2,874	2,332
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,398	—
その他	14	446
特別損失合計	8,615	8,748
税引前当期純利益	98,653	84,493
法人税、住民税及び事業税	28,120	26,867
法人税等調整額	90	3,596
法人税等合計	28,210	30,463
当期純利益	70,442	54,029

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		185,947	74.0	199,910	75.1
II 労務費		20,382	8.1	19,631	7.4
III 経費		44,905	17.9	46,492	17.5
(うち減価償却費)		(15,742)	(6.3)	(15,296)	(5.7)
(うち外注加工費)		(13,576)	(5.4)	(13,573)	(5.1)
当期総製造費用		251,235	100.0	266,034	100.0
期首仕掛品たな卸高		7,440		6,672	
計		258,675		272,706	
期末仕掛品たな卸高		6,672		8,411	
他勘定振替高		2		—	
当期製品製造原価		252,001		264,294	

(注) 標準原価に基づく工程別総合原価計算を採用し、期末に原価差額を調整しております。

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	85,424	85,424
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	85,424	85,424
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	108,888	108,888
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	108,888	108,888
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	108,888	108,888
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	108,888	108,888
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	14,116	14,116
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,116	14,116
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>特別償却準備金</b>		
当期首残高	60	28
当期変動額		
特別償却準備金の積立	—	46
特別償却準備金の取崩	△32	△12
当期変動額合計	△32	34
当期末残高	28	62
<b>圧縮記帳積立金</b>		
当期首残高	6,142	6,560
当期変動額		
圧縮記帳積立金の積立	659	397
圧縮記帳積立金の取崩	△242	△56
当期変動額合計	417	340
当期末残高	6,560	6,900
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	257,799	277,799
当期変動額		
別途積立金の積立	20,000	7,700
当期変動額合計	20,000	7,700
当期末残高	277,799	285,499

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	66,713	85,646
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	△31,121	△30,304
特別償却準備金の積立	—	△46
特別償却準備金の取崩	32	12
圧縮記帳積立金の積立	△659	△397
圧縮記帳積立金の取崩	242	56
別途積立金の積立	△20,000	△7,700
当期純利益	70,442	54,029
自己株式の処分	△2	△0
自己株式の消却	—	△32,459
当期変動額合計	18,933	△16,810
当期末残高	85,646	68,836
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	344,833	384,151
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	△31,121	△30,304
特別償却準備金の積立	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—
圧縮記帳積立金の積立	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	70,442	54,029
自己株式の処分	△2	△0
自己株式の消却	—	△32,459
当期変動額合計	39,318	△8,735
当期末残高	384,151	375,415
<b>自己株式</b>		
当期首残高	△10,795	△40,794
<b>当期変動額</b>		
自己株式の取得	△30,093	△627
自己株式の処分	94	80
自己株式の消却	—	32,459
当期変動額合計	△29,998	31,912
当期末残高	△40,794	△8,881
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	528,351	537,670
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	△31,121	△30,304
当期純利益	70,442	54,029
自己株式の取得	△30,093	△627
自己株式の処分	91	79
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	9,319	23,176
当期末残高	537,670	560,847

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,095	1,671
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△423	338
当期変動額合計	△423	338
当期末残高	1,671	2,010
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,095	1,671
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△423	338
当期変動額合計	△423	338
当期末残高	1,671	2,010
新株予約権		
当期首残高	1,022	1,143
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	121	94
当期変動額合計	121	94
当期末残高	1,143	1,237
純資産合計		
当期首残高	531,468	540,485
当期変動額		
剰余金の配当	△31,121	△30,304
当期純利益	70,442	54,029
自己株式の取得	△30,093	△627
自己株式の処分	91	79
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△302	432
当期変動額合計	9,016	23,609
当期末残高	540,485	564,095

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しており、実質的残存価額まで償却しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物……………21～35年  
機械及び装置…7年、9年  
また、経済的陳腐化が予測されるものについては、経済的耐用年数を見積り、計画的かつ規則的に償却しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
特許権……………8年  
商標権……………10年  
自社利用のソフトウェア…5年

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

- (3) 東日本大震災関連損失引当金

東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。



## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建貸付金及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建貸付金
金利スワップ	借入金及び社債

### (3) ヘッジ方針

当社内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

なお、主要なリスクである海外関係会社への外貨建貸付金の為替相場変動リスクに関しては、原則として貸付金の50%以上をヘッジする方針であります。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 【表示方法の変更】

#### (損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた243百万円は、「新株予約権戻入益」20百万円、「その他」222百万円として組み替えております。

#### 【追加情報】

#### (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金の受入れにより取得価額より控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	68百万円	90百万円
構築物	35	35
機械及び装置	903	895
工具、器具及び備品	—	36
計	1,006	1,058

※2 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
売掛金	35,570百万円	38,496百万円
売掛金以外の資産合計	6,902	7,524
買掛金	5,072	4,827
預り金	69,836	89,319

3 保証債務

当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関（みずほ銀行他3行）からの借入金に対し、連帯保証を行っておりません。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	245百万円	198百万円

関係会社1社の政府系機関からの借入金に対し、経営指導念書等の差入れを金融機関に行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	30百万円	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	643,832百万円	651,005百万円
受取配当金	17,516	15,424
受取配当金以外の営業外収益の合計	1,004	926
支払利息	355	340

※2 他勘定振替高は、製品を販売促進費その他に振替えた額等であります。

※3 販売費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売手数料	119,491百万円	121,529百万円
荷造及び発送費	16,823	17,203
広告宣伝費	51,251	51,834
販売促進費	20,256	20,182
給料手当及び賞与	8,427	8,875
減価償却費	8,361	7,538

一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
給料手当及び賞与	9,808百万円	8,544百万円
減価償却費	22,011	21,783
研究開発費	38,567	41,359
(うち、減価償却費)	(3,600)	(5,054)

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	38,567百万円	41,359百万円

なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

※5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地	836百万円	2百万円
建物	13	3
その他	12	7
計	862	13

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械及び装置	948百万円	1,019百万円
その他	930	728
計	1,878	1,748

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	3,566	13,974	33	17,507
合計	3,566	13,974	33	17,507

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加13,974千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加13,931千株及び単元未満株式の買い取りによる増加43千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少33千株は、ストックオプションの行使による減少30千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少3千株であります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式	17,507	304	13,965	3,845
合計	17,507	304	13,965	3,845

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加304千株は、取締役会決議に基づく所在不明株主の株式買い取りによる増加300千株及び単元未満株式の買い取りによる増加4千株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少13,965千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少13,931千株、ストックオプションの行使による減少33千株及び単元未満株式の売り渡しによる減少1千株であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、物流拠点における建物であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	4,251	4,344
1年超	19,843	15,695
合計	24,095	20,039

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式395,342百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式392,889百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	17,004百万円	13,909百万円
退職給付引当金	2,787	3,604
未払費用	3,703	3,138
未払事業税	1,226	1,025
土地評価損	4,420	3,886
関係会社出資金評価損	10,901	11,088
その他	6,781	5,344
繰延税金資産小計	46,825	41,997
評価性引当額	△17,043	△16,537
繰延税金資産合計	29,782	25,460
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,139	△1,113
圧縮記帳積立金	△4,472	△3,834
その他	△533	△446
繰延税金負債合計	△6,145	△5,394
繰延税金資産の純額	23,636	20,065

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.54%	40.54%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.68	△7.21
試験研究費等の法人税額特別控除	△2.61	△3.09
評価性引当額	1.70	2.09
その他	0.65	1.42
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	2.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.60	36.05

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.54%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,787百万円減少し、法人税等調整額が1,940百万円、その他有価証券評価差額金が153百万円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,031.96円	1株当たり純資産額	1,077.51円
1株当たり当期純利益	132.03円	1株当たり当期純利益	103.41円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	131.99円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	103.37円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	540,485	564,095
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,143	1,237
(うち新株予約権)	(1,143)	(1,237)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	539,342	562,857
普通株式の発行済株式数 (千株)	540,143	526,212
普通株式の自己株式数 (千株)	17,507	3,845
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (千株)	522,636	522,366

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	70,442	54,029
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	70,442	54,029
期中平均株式数 (千株)	533,536	522,492
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	151	183
(うち新株予約権)	(151)	(183)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	平成16年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 624個) 普通株式 624千株	平成17年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 738個) 普通株式 738千株
	平成17年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 807個) 普通株式 807千株	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 337個) 普通株式 337千株
	平成18年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 372個) 普通株式 372千株	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 361個) 普通株式 361千株

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	平成19年6月28日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 391個) 普通株式 391千株	平成20年6月27日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 442個) 普通株式 442千株
	平成20年6月27日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 442個) 普通株式 442千株	平成21年6月26日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 430個) 普通株式 430千株
	平成21年6月26日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 430個) 普通株式 430千株	平成22年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株
	平成22年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株	平成23年6月29日定時株主総会 決議ストックオプション (新株予約権 435個) 普通株式 435千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘 柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価 証券	その他有 価証券	(株)セブン&アイ・ホールディングス	533,636	1,311
		(株)セブン銀行	5,000,000	895
		(株)リブドゥコーポレーション	17,000	612
		東京海上ホールディングス(株)	265,270	602
		攝津製油(株)	1,364,343	526
		イオン(株)	244,302	265
		(株)山形銀行	567,292	222
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,933	130
		日清オイリオグループ(株)	338,207	115
		住友化学(株)	309,000	108
		その他 (76銘柄)	3,803,227	1,148
		小 計	12,490,210	5,940
計			12,490,210	5,940

## 【債券】

		銘 柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有 目的の債 券	野村証券 コマーシャルペーパー	5,000	4,999
		大和証券キャピタル・マーケット コマー シャルペーパー	5,000	4,999
		小 計	10,000	9,998
計			10,000	9,998

## 【その他】

		種 類 及 び 銘 柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有 価証券	(投資信託受益証券)		
		J Pモルガン円建てキャッシュ・リクディ ティ・ファンド	10,003,497,886	10,003
		野村フリーファイナンシャルファンド	10,001,440,158	10,001
		大和フリーファイナンシャルファンド	9,901,640,102	9,901
		小 計	29,906,578,146	29,906
計			29,906,578,146	29,906



【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	203,623	4,201	1,787	206,036	159,187	6,257	46,849
構築物	61,632	2,530	673	63,489	54,716	1,365	8,772
機械及び装置	498,612	12,313	11,742	499,183	458,813	12,670	40,369
車両運搬具	2,447	100	154	2,393	2,184	131	209
工具、器具及び備品	54,355	5,101	2,271	57,184	50,280	4,228	6,903
土地	43,441	2,840	—	46,282	—	—	46,282
リース資産	7,949	—	—	7,949	2,649	569	5,299
建設仮勘定	6,135	27,469	27,322	6,282	—	—	6,282
有形固定資産計	878,196	54,557	43,952	888,801	727,832	25,222	160,969
無形固定資産							
特許権	23,216	126	7	23,335	17,929	2,790	5,406
借地権	24	—	—	24	—	—	24
商標権	224,275	4	—	224,280	170,435	17,659	53,844
意匠権	4,776	7	—	4,784	4,172	676	612
ソフトウェア	46,754	3,768	—	50,523	40,169	3,306	10,354
その他	3,250	3,689	4,225	2,714	2,325	9	389
無形固定資産計	302,298	7,597	4,232	305,663	235,031	24,441	70,631
長期前払費用	45	34	15	63	23	9	39
繰延資産							
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額の主なものは下記のとおりであります。

機械及び装置	紙おむつ生産設備	2,723百万円
建設仮勘定	コンシューマープロダクツ事業製品物流設備	5,459
	紙おむつ生産設備	2,852
	エコテクノロジーリサーチセンター	1,844

2. 当期減少額の主なものは下記のとおりであります。

機械及び装置	衣料用漂白剤生産設備増設に伴う不要機器の除却	1,117百万円
	東日本大震災の被災によるコンシューマープロダクツ事業製品物流設備の除却	754
	油脂製品生産設備一部更新に伴う不要機器の除却	666

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,730	48	6	—	1,772
東日本大震災関連損失引当金	2,000	—	1,967	—	33

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a 現金及び預金

区 分	金額 (百万円)
現金	—
預金	
当座預金	6,698
通知預金	20,000
その他	10,133
小 計	36,832
合 計	36,832

b 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相 手 先	金額 (百万円)
花王カスタマーマーケティング㈱	32,814
花王プロフェッショナル・サービス㈱	1,592
上野キヤノンマテリアル㈱	1,543
NTS GRADIENT LTD	1,517
昭栄薬品㈱	1,373
その他	22,102
合 計	60,944

(ロ) 滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
54,127	759,509	752,692	60,944	92.5	28

(注) 1. 当期発生高には消費税等が含まれております。

2. 回収率及び滞留期間の算出方法

$$\text{回収率} \dots\dots \frac{\text{当期回収高}}{\text{当期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{滞留期間} \dots\dots \frac{\frac{\text{当期首残高} + \text{当期末残高}}{2}}{\frac{\text{当期発生高}}{366 \text{日}}}$$

c 商品及び製品

事業区分		金額（百万円）
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	6,717
	ヒューマンヘルスケア事業	7,445
	ファブリック&ホームケア事業	6,876
ケミカル事業		13,547
合 計		34,586

d 仕掛品

事業区分		金額（百万円）
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	2,413
	ヒューマンヘルスケア事業	1,341
	ファブリック&ホームケア事業	1,628
ケミカル事業		3,028
合 計		8,411

e 原材料及び貯蔵品

原材料

事業区分		金額（百万円）
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	882
	ヒューマンヘルスケア事業	2,465
	ファブリック&ホームケア事業	662
ケミカル事業		4,516
小 計		8,525

貯蔵品

区 分	金額（百万円）
修繕用資材等貯蔵品	1,023
販促用貯蔵品	1,785
研究用貯蔵品	771
その他	102
小 計	3,682
合 計	12,208

② 固定資産

a 関係会社株式

区 分	金額 (百万円)
子会社株式 (計34社)	394,639
関連会社株式 (計6社)	702
合 計	395,342

b 関係会社出資金

区 分	金額 (百万円)
子会社出資金 (計9社)	61,675
合 計	61,675

③ 流動負債

a 買掛金

相手先	金額 (百万円)
みずほ信託銀行(株)	23,706
(株)三井住友銀行	15,027
三井化学(株)	1,940
三井物産(株)	1,698
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	1,437
その他	29,973
合 計	73,784

(注) みずほ信託銀行(株)及び(株)三井住友銀行に対する買掛金は、「一括支払信託」によるものです。

b 預り金

区 分	金額 (百万円)
子会社、関連会社とのCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による預り金	89,319
その他	1,436
合 計	90,756

④ 固定負債

a 社債

区 分	金額（百万円）
第2回無担保社債	49,999
合 計	49,999

b 長期借入金

相手先	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	20,000
(株)三井住友銀行	20,000
(株)日本政策投資銀行	10,000
合 計	50,000

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

当社が当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日（中間配当）、3月31日（期末配当）
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社本店 （特別口座の口座管理機関） 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 （特別口座の口座管理機関） — 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 （公告掲載URL <a href="http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html">http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html</a> ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 平成24年6月28日開催の第106期定時株主総会において、定款一部変更の件を決議し、次のとおりとなりました。

- (1) 事業年度 1月1日から12月31日まで  
(2) 定時株主総会 3月中  
(3) 基準日 12月31日  
(4) 剰余金の配当の基準日 6月30日（中間配当）、12月31日（期末配当）

なお、第107期事業年度については、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月となります。また、上記(4)にかかわらず、第107期事業年度の中間配当の基準日は平成24年9月30日となります。

2. 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号・住所等が以下のとおり変更となっております。

取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（特別口座の口座管理機関）  
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社（特別口座の口座管理機関）

3. 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式の買取り・買増しに関する取り扱いは、振替口座を開設した金融商品取引業者等の口座管理機関を通じて行うものとなっております。
4. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利  
(4) 単元未満株式の売り渡しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第105期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成23年6月29日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書 及び確認書	(第106期 第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月11日
	(第106期 第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月10日
	(第106期 第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月9日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		平成23年6月30日
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（株式報酬型ストックオプションの付与）の規定に基づく臨時報告書		平成23年7月25日
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権を発行することの決議）の規定に基づく臨時報告書		平成23年7月25日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書の訂正報告書	平成23年7月25日提出上記（4）の臨時報告書（株式報酬型ストックオプションの付与）に係る訂正報告書		平成23年8月26日
	平成23年7月25日提出上記（4）の臨時報告書（ストックオプションとしての新株予約権を発行することの決議）に係る訂正報告書		平成23年8月26日 関東財務局長に提出

(6) 発行登録書（社債）及び  
その添付書類

平成23年5月2日  
関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

平成23年6月29日  
関東財務局長に提出  
平成23年6月30日  
関東財務局長に提出  
平成23年7月25日  
関東財務局長に提出  
平成23年8月11日  
関東財務局長に提出  
平成23年8月26日  
関東財務局長に提出  
平成23年11月10日  
関東財務局長に提出  
平成24年2月9日  
関東財務局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

花王株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 印  
業務執行社員

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、花王株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、花王株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

花王株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川島 繁雄 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。